Ⅲ　中小企業対策

○施策の体系（令和８年８月１日現在）

中小企業対策

経　営　支　援

経営革新支援
- 経営革新支援指導
- 中小企業事業革新支援事業
- 中小企業人的資本経営支援事業
- 中小企業新戦略・事業承継支援事業（団体向け）
- 中小企業情報分析
- サプライチェーン強化等に向けた企業変革促進事業
- 経営統合等による産業力強化支援事業
- 持続的な成長に向けた経営強靭化事業
- 中小企業団体における課題解決促進事業

経営安定支援
- 小規模企業対策
- 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス
- 中小受託取引の支援
- フリーランス取引適正化支援事業
- 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業
- 目指せ！中小企業経営力強化アドバンスプラス事業
- 工業用水道から上水道への切替に伴う相談窓口の設置
- 危機管理対策事業
- 事業承継・再生支援事業
- 倒産防止特別支援事業
- 事業承継税制の対象企業認定
- 事業承継を契機とした成長支援事業
- 伝統工芸品産業の振興
- 伝統工芸品産業経営課題解決支援事業
- 皮革関連産業振興
- 中小企業収益力強化サポート事業
- 中東情勢による原材料価格高騰に伴う価格転嫁等緊急支援事業

販路開拓支援
- 国際展示場の運営
- 有明展示場の運営
- 東京国際フォーラムの運営
- 中小企業ニューマーケット開拓支援事業
- 市場開拓助成事業
- 国際化への支援
- 中小企業海外展開支援事業
- 海外企業とのイノベーション創出支援事業
- メディア活用販路開拓支援事業
- 産業貿易センターの管理
- 産業交流展
- 地域連携型商談機会創出事業
- 全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業

ネットワークづくり支援
- 多摩イノベーション総合支援事業
- 社会実装参画による多摩イノベーション創出事業
- 組織化の推進
- 広域産業交流・連携の推進
- 広域ものづくりネットワーク形成支援事業
- 多摩イノベーションエコシステム促進事業
- 多摩地域におけるイノベーション支援施設の運営

技　術　支　援

中小企業技術活性化支援事業
- 製品開発着手支援助成事業
- 新製品・新技術開発助成事業
- 製品改良・規格等適合化支援事業

ものづくりイノベーション企業創出道場

新製品・新技術開発支援

- ・東京都ベンチャー技術大賞
- ・発明くふう展等
- 知的財産活用への支援
  - ・知的財産活用本部の運営
  - ・知的財産総合センターの運営
  - ・知財戦略導入支援事業
  - ・知的財産活用製品化支援事業
  - ・スタートアップ知的財産支援事業
  - ・重要な技術に関する知的財産保護事業
- デザイン活用への支援
  - ・デザイン経営支援事業
  - ・東京デザインコンペティション事業
- ＤＸ推進支援事業
- ＤＸ推進トータルサポート事業
- 中小企業デジタル導入促進補助事業
- 中小企業デジタル化ファーストステップ支援事業
- スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援
- スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業
- 中小企業デジタルコンシェルジュ
- ＴＯＫＹＯ戦略的イノベーション促進事業
- 課題解決型技術開発促進事業
- 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業
- 生産性向上のための現場改善推進事業
- ５Ｇによる製造工場のＤＸ・ＧＸ推進事業
- ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業
- 東京発ディープテック等事業化促進事業
- 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業
- 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業
- 非石油由来製品等開発支援事業

創　業　支　援

- 次世代アントレプレナー育成プログラム
  - ・ビジネスプランコンテスト事業
  - ・アントレプレナーシップ醸成事業
  - ・コミュニティ
  - ・法人設立事業資金の交付
  - ・成果発信事業
- インキュベーション施設の運営
  - ・インキュベーション施設
  - ・先駆的ベンチャー支援施設
- 世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援
- 青山創業促進センターの運営
- 創業活性化特別支援事業
  - ・インキュベーション施設運営計画認定事業
  - ・インキュベーション施設整備・運営費補助事業
  - ・創業助成事業
  - ・創業活性化特別支援事業事務費補助事業
- インキュベーターによる起業家支援事業
- 創業支援拠点の運営
- 創業支援拠点（多摩）の運営
- 女性ベンチャー成長促進事業
- スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業
- スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業
- スタートアップ等における博士人材活用支援事業
- 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業
- 起業家による空き家活用事業
- 小中学校向け起業家教育推進事業
- 高校生起業家養成プログラム
- シニア創業促進事業
- 創業活性化に向けた広報ＰＲ
- スタートアップ総合支援拠点の運営

- 「社会起業家」創出・育成支援事業
- エンジェル税制の対象企業確認
- スタートアップ・グローバル交流ＨＵＢ事業
- 新事業発掘プロジェクト
- スタートアップ社会実装促進事業
- 課題提案型スタートアップマッチング支援事業
- リスタート・アントレプレナー支援事業
- 事業承継を契機とした「第二創業」支援事業
- 次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業
- 行政課題解決型スタートアップ支援事業
- 多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業
- 開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業
- スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業

地域工業の活性化

- 地域産業活力創出支援事業
- 地域産業成長支援事業
- 地域産業強靭化支援事業
- 地域産業デジタル化推進事業
- 都内ものづくり企業地域共生推進事業
- 地域工業連携強化支援事業
- 地域資源活用製品等の開発・販売促進事業
- 東京都企業立地相談センターの運営
- 地域企業グループチャレンジ促進事業
- 立地環境の改善指導
  - ・工場適地調査
  - ・集団化指導
  - ・江東再開発地区指導
- 砂利採取及び採石業者指導等
- 多摩産業交流センターの管理
- イノベーション創出拠点の整備推進事業

地域商業の活性化

- 商店街活性化対策
  - ・商店街活性化支援
  - ・東京都商店街振興組合連合会指導事業
- 魅力ある商店街づくり
  - ・商店街チャレンジ戦略支援事業
  - ・商店街ステップアップ応援事業
  - ・進め！若手商人育成事業
  - ・東京都スマート商店街推進事業
- 大型店環境調整
  - ・大型店届出調整
  - ・大規模小売店舗立地審議会
  - ・大型店調査研究

総合的支援

- 総合支援事業
  - ・総合的支援体制の整備
  - ・事業可能性評価事業
  - ・情報提供事業
  - ・専門家派遣・人材育成事業
  - ・サービス業、小売業、飲食業等への価格転嫁支援事業
  - ・政策課題対応型専門家派遣事業
- カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業
- 新事業分野開拓者認定・支援事業
- 中小企業情報のネットワーク整備
  - ・中小企業情報システム
  - ・中小企業支援システムの管理運営
- 中小企業振興公社の管理運営
- 中小企業振興対策審議会
- 地域中小企業振興センター建物維持管理
- 産業サポートスクエア・ＴＡＭＡ建物維持管理
- 秋葉原庁舎建物維持管理

- 戦略的産業分野の育成
  - ・航空宇宙産業への参入支援事業
  - ・医療機器産業への参入支援
  - ・コンテンツ産業の海外展開支援事業
  - ・コンテンツの活用
  - ・アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業
  - ・東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進
  - ・中小企業受注拡大プロジェクト
- 女性経営者等の活躍促進事業
- 地域特性に着目したファッション産業振興
- ファッション産業の担い手発掘・育成事業
- 先端技術を活用した社会課題解決促進事業
- ｅスポーツに係る産業の振興
- ＸＲ、メタバース等を活用した産業の振興
- 中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業
- 女性活躍推進による経営力向上事業
- 伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業
- 食品利用高度化推進事業
- 地域特産品開発支援事業
- ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業
- ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業
  - ・製品開発支援事業
  - ・販路拡大助成事業
- 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業
- オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業
- 日系製造業等に対する投資促進事業
- グローバルサプライチェーン強化支援事業
- デジタル技術を活用した産業マーケティング事業
- 新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業
- 経営力強化に向けた創意工夫チャレンジ促進事業
- 中東情勢による原材料価格高騰に伴う経営基盤安定化緊急対策事業

試験研究機関
- 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
- 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営
- 東京都立皮革技術センター

金融支援
- 中小企業制度融資
- 中小企業金融の信用補完等
- 金融・経営一体型支援事業
- 金融機関と連携した海外展開支援
- 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）
- 東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度
- 女性・若者・シニア創業サポート事業
- 女性・若者・シニア創業サポート2.0
- 外国人起業家の資金調達支援
- 地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業
- 中小企業経営承継円滑化法による金融支援
- 中小企業向けファンドへの出資
- ファンドを活用した小規模企業の事業承継支援
- クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業
- 債権譲渡による資金調達支援
- 私募債（政策課題対応）
- 地域金融機関による脱炭素化支援事業
- 災害復旧資金融資等利子補給
- 高度化資金貸付
- 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等
- 都内中小企業に対する施策活用促進事業
- 貸金業の指導監督

第１　経営支援

中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに多様な就業の機会を創出して、地域経済を支える役割を担っている。

しかし、激化する国際競争、人口減少・少子高齢化・後継者不足等により、経営の立て直しが迫られるなど、中小企業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続いている。

こうした状況を乗り切るため、個々の中小企業や各業界における新しい技術・製品や新しい事業・サービスの開発への積極的な自助努力、また、地域・企業のグループによる活性化の取組に対して支援し、経営の改善・強化を図る。

１　経営革新支援（経営支援課・調整課）

中小企業を取り巻く環境は、産業構造のサービス化や情報技術の高度化、世界経済等により、大きく変化している。こうした状況下の企業経営では、製品・サービスの高付加価値化や市場の変化に迅速、的確に対応できる力を確保すること等が重要な課題となる。

経営革新支援は、中小企業等が経営革新を図るため、新たな事業活動や経営力向上に向けた取組などを行う場合に支援を行うものである。

(1)　経営革新支援指導

少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、中小企業を取り巻く経営環境が絶え間なく変化する中で、中小企業は多種多様な業種・業界があることに加え、生産や存立の形態が異なっており、実態に即した施策の検討・構築が必要である。

このため、製造業、流通業、サービス業等の業界の実態を把握し、各々のニーズを反映した施策を業界とともに総合的かつ効果的に推進し、中小企業の経営の革新を図っていく。

・業種別動向調査：業界の現状を把握するため、業種別に調査を行う。
・情報連絡会：業界との情報交換及び施策の普及を行う。
・経営革新支援協議会：経営革新の支援体制の整備に関し、関係機関と連絡・協議を行う。
・全国皮革行政連絡協議会：皮革関連産業を有する都府県が情報交換し、国に対し要望等を行う。
・経営革新計画承認企業フォローアップ支援

ア　実施フォローアップ

承認直後から計画開始２年未満の企業等に対し、経営の専門家を派遣して計画の実現を後押しする。また、事例集を発行し経営革新計画への取組拡大を図る。

イ　終了時フォローアップ

経営革新計画の残存期間が１年未満の企業等に対し専門家を派遣し指導する。また、「東京都経営革新優秀賞」を設置して、計画に基づく取組により、付加価値額の向上等、優れた経営の成果を収めた中小企業の表彰を行う。

・承認申請窓口の設置：商工団体等への受付窓口等を設置し、中小企業の利便性の向上を図る。
・関係機関への情報提供等

(2)　中小企業事業革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業自らが行う経営革新・研究開発等、事業を支援するための措置を講じ、中小企業の創意ある事業の取組により経営の向上を図っている。

※中小企業等経営強化法とは、中小企業等が行う経営革新や新たな事業活動、経営力向上に対し支援することにより、中小企業等の経営強化を図ることを目的とする。（平成 11 年法律第 18 号）

ア　経営革新計画の承認

中小企業者等が策定する経営革新計画を知事が承認する。

（計画の内容）

・新商品の開発又は生産
・新役務の開発又は提供
・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
・役務の新たな提供の方式の導入
・技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

（承認企業への支援策）

・政府系金融機関による低利融資〔日本政策金融公庫〕
・中小企業信用保険法の特例〔信用保証協会〕
・中小企業制度融資
・市場開拓助成事業　等

イ　フォローアップ調査

経営革新計画の承認を受けた企業を対象に、アンケート調査を実施する。

(3)　中小企業人的資本経営支援事業

都内中小企業が、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」を推進するため、普及啓発や推進人材の育成及び情報発信等を行うことで、企業価値の創造や競争力の向上を後押しする。

(4)　中小企業新戦略・事業承継支援事業（団体向け）

ポストコロナにおいて持続的な成長を実現できるよう、中小企業団体等又は中小企業グループが行う新たな市場開拓や生産性向上等の取組を支援する。具体的には、事業実施主体となる団体等に対して、コーディネータを配置し、事業計画の策定からその後の実施までを一貫して支援するとともに、実施に係る経費の一部を助成する。また、団体が取り組むデジタル技術等を活用した販売力強化や、事業承継支援につながる先進的な事業の実施を後押しして、各業界の持続的な発展を支援する。

(5)　中小企業情報分析

ア　中小企業の現状

産業振興施策等の企画立案資料として活用するため、また、中小企業の経営に資するため、都内中小企業の経営実態や行動を把握し、総合的に現状と課題を整理して年度ごとに報告書

として取りまとめる。製造業、サービス産業、流通産業を３年ごとに調査対象とし、令和８年度は流通産業を対象に調査を行う。なお、結果はホームページで公開する。

イ　景況調査

都内中小企業の景況（業況、売上高、予想業況等）を毎月アンケート調査することによって、業種別、規模別の景気の状況を迅速に把握し、中小企業の経営判断の資料として情報提供するとともに施策立案等に活用する。

他に、四半期ごとの調査（設備投資等）及びテーマ別の付帯調査を行う。また、都内中小企業の景気関連の情報を Web サイトから発信し調査結果の認知度向上やデータの有効活用を促進する。

ウ　事業化調査

産業振興策等の具体的な施策化に当たって、調査の対象や内容を絞り込み、施策効果の向上と実施の効率化を図るために調査を行う。また、急激な経済環境変化など緊急課題の調査も行い、その結果を対応策の立案に活用する。

(6)　サプライチェーン強化等に向けた企業変革促進事業

中小企業が、経営環境の変化に柔軟に対応し、新たな取組の事業化やサプライチェーンの強化に向けた企業間連携などを着実に実施できる力を高めることが重要である。そこで、サプライチェーンの強化などに資する中小企業の「企業変革力」の向上を図るため、戦略立案から計画の策定、実行、資金支援までを一気通貫で支援する（新規採択は令和７年度まで）。

(7)　経営統合等による産業力強化支援事業

都内経済がさらなる発展を遂げるためには、サプライチェーンを構成する企業が力を合わせ、事業承継による経営統合等の大規模な変革を遂げることが必要である。そこで、産業力の強化を図るため、サプライチェーン全体の付加価値向上につながる経営統合等を契機とした新たな取組を支援する。

(8)　持続的な成長に向けた経営強靭化事業

世界情勢の影響等により社会・経済が激しく変動する中で、都内中小企業の経営環境の変化は著しい。特に、近年では米国関税措置の影響やロシア・ウクライナ戦争などの地政学リスクの高まりが世界的に生じている一方で、国内では少子化等による人手不足や物価高騰の影響が深刻となっている。

こうした状況下においては、中小企業が環境変化に強い体制をつくり、自らが変革を目指し、成長・発展を図ることにより、地域の産業を牽引する核となることが求められる。そこで、都内中小企業が変革に向けた取組を行う場合に、戦略立案から計画の策定、実行、資金支援までを一気通貫で行う。

(9)　中小企業団体における課題解決促進事業

米国関税措置の影響など地政学リスクの高まりが世界的に生じている一方で、国内では少子化等による人手不足や物価高騰の影響などにより業界を取り巻く課題は多様化・複雑化している。そこで、各業界を取り巻く経営課題の解決に向け、業界団体が自ら策定する構造改革プランに基づいて実施する先進的な取組を包括的に支援する。

２　経営安定支援（経営支援課・地域産業振興課）

経営安定支援は、需要の低迷等により厳しい環境にある産業、委託事業者の動向に左右される不安定な中小受託事業者、また、伝統的な技術、技法を今日に伝承する産業などに対し、環境変化への対応や経営力強化のための各種支援を実施するものである。

(1)　小規模企業対策

中小企業の中でも特に小規模企業者（従業員 20 人以下、商業・サービス業５人以下）の経営の安定を図るため、商工会・商工会議所等が小規模企業者の経営を改善するために実施する経営相談、講習会の開催、会計の記帳指導等に係る経費を助成するとともに、商工会等に対して現地指導や検査を行う。

また、小規模企業者が経営を見直し、世代交代や業態の転換等を進めながら地域で持続的な発展を図ることができるよう、都内９か所に支援拠点を設置し、小規模企業者が抱える事業承継や事業転換等の課題解決を支援するとともに、地域ブランド開発など商工会等が取り組む活性化事業等を支援している。さらに、多摩・島しょ地域において事業承継や地域資源を引き継ぐ取組を支援するための助成事業を実施する。

(2)　中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス

中小企業が抱える経営課題を解決し、都内中小企業の底力向上と将来の成長を図るため、都内の中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と専門家を企業に派遣する。これにより、経営分析の実施から短期的・中長期的課題の解決に向けた支援までを、切れ目なく一気通貫に支援していく。また、事業計画の進捗確認やその実行継続、計画の見直しに向けた支援も行う。

ア　経営分析（１企業当たり１回まで）

中小企業診断士の派遣により企業の抱える顕在的・潜在的な課題を明確にすることで、企業自身の気づきを促す。

イ　グロースサポート（１企業当たり 14 回まで）

経営分析で明らかになった課題の解決に向け、専門家を派遣し、短期的な支援から中長期計画の策定・実行支援などを行う。

(3)　中小受託取引の支援

中小受託事業者の経営基盤はぜい弱で、経済情勢の変動等に伴う種々の影響を受けやすいため、受託取引等を始めとする諸問題の解決に向けて取り組むとともに、適正な仕事の確保等により、中小受託事業者の自立化を図っている。

ア　中小受託取引の振興

受注・発注の情報提供、技術水準向上、育成指導及び経営合理化の指導等を行うとともに、受託取引の実態調査、展示会出展及び商談会を実施し、中小受託事業者の適正な仕事の確保や自立化を支援している。

イ　中小受託取引の適正化推進

受託取引に係る紛争解決のため、法務大臣によるＡＤＲ認証を取得し、迅速かつ効果的な相談及び調停を実施する。調停人として弁護士を配置するほか、紛争解決専門員が問題の解決に当たる。また、取引適正化相談員を配置し、巡回による取引改善指導を行うとともにアドバイザーによる価格交渉支援を実施する。

ウ　中小受託事業者等への支援

受託取引適正化推進員制度を活用し、中小受託事業者に対する不法・不当なしわ寄せの防止と中小受託取引適正化法の法令順守の普及啓発を図るとともに、主要業種団体との協議会を開催し、生産動向や発注動向等を聴取している。さらに官公需における中小企業の受注機会の確保を図る。

(4)　フリーランス取引適正化支援事業

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が義務付ける内容等について普及啓発や情報発信等を行い、フリーランスと発注事業者間の取引の適正化を推進していく。

(5)　明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業

主として発注企業の仕様に基づいて製品、サービスを提供する受注型中小企業が行う、自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた取組に要する経費の一部を助成することにより、受注機会や事業範囲の拡大等、企業の技術・経営基盤の強化を支援する。

- 助成限度額：2,000 万円（一般枠）、1,000 万円（小規模企業枠）
- 助成率：２／３以内
- 助成期間：１年３ヶ月以内

(6)　目指せ！中小企業経営力強化アドバンスプラス事業

ア　展示会等出展支援助成事業（展示会出展助成事業）

経営基盤の強化に取り組む都内中小企業や積極的にＰＲ展開を図る企業に対し、販路開拓を目的として、都内中小企業が展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。

また、展示会出展やＰＲ展開をより効果的に実施するためのセミナーを開催する。

・助成率：２／３以内・助成限度額：150 万円

イ　マッチング商談会の開催

受注機会の拡大を支援するために、マッチング商談会を開催する。

(7)　工業用水道から上水道への切替に伴う相談窓口の設置

上水道への切替完了後、料金の上昇に伴う経営や技術に関する様々な課題に対応できるよう、フリーダイヤルによる相談予約窓口を設置する。

(8)　危機管理対策事業

ア　東京都ＢＣＰ策定支援事業

大地震や風水害、感染症の蔓延などが発生した場合でも速やかに事業を継続するための計画である事業継続計画（ＢＣＰ）の策定は重要な課題であるため、普及啓発セミナーやＢＣＰ策定支援講座、策定個別コンサルティングを実施することにより、都内中小企業のＢＣＰ策定を支援する。また、既にＢＣＰを策定済みの都内中小企業を対象としたセミナーを開催し、ＢＣＰの継続的な取組を支援する。

加えて、策定したＢＣＰの実行に要する設備の購入経費等の一部を助成し、実効性のある事業継続対策を後押ししていく。

・ＢＣＰ実践促進助成金

助成率：１／２以内（小規模企業２／３以内）、助成限度額：単独型　500 万円、連携型

1,000 万円（システムのクラウド化の場合：単独型 150 万円、連携型 300 万円）

イ　中小企業サイバーセキュリティ対策事業

テレワークの普及やデジタル化、昨今のサイバー攻撃の激化により、中小企業のセキュリティ対策は急務となっているが、セキュリティ対策の必要性を感じていない企業やセキュリティ対策を継続できていない企業が存在する。

こうした状況を踏まえ、社内全体でのセキュリティ意識啓発をはじめ、セキュリティ機器等の技術的対策の導入支援、サイバーセキュリティ人材育成支援、インシデント対応強化のための体制整備の支援、情報発信やセキュリティ対策の継続や定期的な見直しの支援、サイバーセキュリティ対策促進助成金による支援など、多角的な支援によりサイバーセキュリティ対策の向上を図る。

(ｱ)　サイバーセキュリティ普及啓発事業

・　普及促進

警視庁や中小企業支援機関等と連携、ポータルサイトやガイドブック等を活用したサイバーセキュリティに関する様々な情報を発信

・　啓発事業

セキュリティ診断・ヒアリングにより、個社のセキュリティ状況を確認の上、経営層・従業員・セキュリティ担当者といった企業における各主体に働きかける取組のうち必要な支援を提供し、企業全体でセキュリティ対策の必要性を認識させ、対策実践を後押し(サイバー攻撃対応演習セミナー、標的型攻撃メール訓練、ネットワーク調査・構成図作成)

(ｲ)　サイバーセキュリティ基本対策事業

セキュリティ機器やソフトウェアの技術的対策の導入支援や、情報セキュリティポリシーの策定・見直しや情報資産管理台帳の整備への専門的支援などをサポート

(ｳ)　サイバーセキュリティ社内体制整備事業

・　実践力強化プログラム

サイバーセキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押し

・　インシデント対応強化

専門家を支援企業に派遣し、社内のインシデント対応体制(CSIRT、IT-BCP 等)の構築及びインシデント机上演習を実施し、社内のインシデント対応の向上を支援する。

・　フォローアップ

過去の東京都事業参加企業等のうち希望する企業について専門家によるセキュリティ対策点検を行い、定期的なセキュリティ対策の見直しを支援するほか、各機関が発信する脆弱性情報やインシデント情報、支援事業等を情報コンテンツとして作成し情報提供

(ｴ)　サイバーセキュリティ対策促進助成事業

自社の情報資産を守るための具体的なセキュリティ対策への取組を支援

助成率：１／２以内、助成限度額：500 万円

(9)　事業承継・再生支援事業

都内中小企業の多くが事業承継の問題を抱え、これを放置すると東京の産業の存立基盤そのものが崩壊してしまう恐れがある。円滑な事業承継のためには、早期からの準備や後継者の育成等が重要であり、潜在層への働きかけから相談に至る体制を整備するとともに、普及啓発セミナーや後継者育成支援等の施策を実施していく。

また、次代に引き継ぐべき優れた技術等を有し、かつ事業承継に取り組む意欲をもつ企業に対しては、継続的なハンズオン支援の実施や、事業承継、経営安定化のために必要となる取組に要する経費の一部を助成するほか、会社合併や事業譲渡等の相手先を探すために必要となる経費の一部を助成する。

・事業承継支援助成金　助成率（※）：２／３以内、助成限度額：200 万円

（※小規模企業者が「企業価値や事業価値の算定に取り組む場合は 10/10）

あわせて、近年増加している第三者承継を支援するため、事業譲渡等を検討している企業を対象に、事業内容の分析や譲受企業とのマッチングを支援するほか、譲受企業に対してはＭ＆Ａ後の経営統合作業の支援を行う。加えて、創業希望者と後継者不在の企業とのマッチングの仕組みを構築する。

(10)　倒産防止特別支援事業

公社に「事業再生特別支援相談窓口」を設置し、公社コーディネータを中心に金融機関・公社・専門家が連携を図り、金融機関からの依頼等に基づき、倒産の恐れのある都内中小企業に対して相談に応じるとともに、必要に応じて専門家を派遣する。

また、東京商工会議所と東京都商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、倒産の恐れのある都内中小企業からの相談に応じる。

(11)　事業承継税制の対象企業認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）に基づき、事業承継に伴い、中小企業の非上場自社株式等を先代経営者から贈与、相続又は遺贈により取得した場合の贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例制度の認定業務を遂行するとともに、制度の活用促進を図る。（平成 29 年４月１日より認定事務が国（経済産業省）から都道府県に移管）

(12)　事業承継を契機とした成長支援事業

先代経営者から後継者への事業承継を契機とした新規事業展開を助成金及びアドバイザー派遣で支援することで、更なる成長を目指す中小企業の発展を推進する。

ア　一般コース

・対象費用：事業承継後の新規事業展開に係る費用

・助成金：助成率２／３以内（賃金引上げ計画を策定した場合３／４以内、
うち小規模企業は４／５以内）、助成限度額 800 万円

・アドバイザー派遣：助成金採択事業者を対象に１社２回派遣

イ　販路開拓コース

・対象費用：事業承継後の新規販路開拓に係る費用

・助成金：助成率２／３以内、助成限度額 300 万円

(13)　伝統工芸品産業の振興

東京には、歴史と風土に育まれ、その伝統を今に伝える伝統工芸品が数多く存在する。しかし、これらに携わる企業はほとんどが小零細企業であり、近年の社会・経済環境の変化に対応しきれず、技術の伝承さえ困難な状況にあるため、伝統工芸品産業の保存と発展を図っている。

・伝統工芸品展等による市場開拓事業

・展示販売会等による後継者育成支援事業

・功労者顕彰や伝統工芸士の認定などの普及推進事業

なお、伝統工芸品目の指定は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）により国から指定されるものと、都の指定する伝統工芸品目があり、現時点の指定品目数は、都の指定が 42 品目、都の指定のうち国の指定が 22 品目となっている。

(14)　伝統工芸品産業経営課題解決支援事業

東京の伝統工芸品業界は、生活様式や社会状況の変化により、存続の危機に瀕している状況である。厳しい状況を打破していくためには、個々の事業者のみならず業界全体で現状や経営課題を把握し、今後の経営の方向性を見出していく必要がある。そのために必要となる経営基盤の強化や業界の喫緊の課題となっている技術承継について支援をする。

ア　職人ステップアップ事業

・普及啓発セミナー

・課題解決実行支援（ハンズオン）

イ　技術承継コース

(15)　皮革関連産業振興

皮革関連産業の経営環境は、皮革の輸入自由化などの影響を受け、大変厳しいものとなっているため、皮革製品の国内外の展示会出展や技術者の海外研修などにより、皮革関連産業の振興を図っている。

ア　皮革産業活性化対策

(ｱ)　皮革総合見本市参加事業

皮革の総合見本市等に皮革製品を展示し、国内外の販路開拓を図る。

・国内展示会：年２回（東京レザーフェア）

・海外見本市：年１回（ジャパン・シューズフェア）

(ｲ)　皮革産業技術者研修派遣

皮革関連産業の技術者をイタリアのアルス製靴学校に派遣し、高度な意匠技術を習得させるとともに市場動向を把握し、意匠技術や新製品等の開発能力の向上を図っている。

・受講資格：概ね２年以上の実務経験を有し選考試験に合格した者

イ　皮革製品製造業経営安定対策

消費者ニーズの動向を的確に把握する展示会を開催し、新商品の開発及び販路の開拓を図っている。

・年２回開催・・・靴展示会　　１回

皮革製品展示会　１回

ウ　皮革関連産業振興対策

(ｱ)　皮革関連産業素材開発支援事業

欧州先進国における素材、商品等のファッション、トレンド、消費者ニーズ等の情報を収集・分析・提供し、新素材開発に向けての具体的な検討を行う。

開発した素材の試作品は、展示会等で展示することで、新素材のＰＲを行う。

(ｲ)　皮革鞣製業経営安定対策

豚革の素材を活かしたデザインの新商品などの展示会を実施し、皮革関連製品の需要開拓を行う。

・展示会開催

豚革のイメージアップと豚革製品の内需拡大を図るため、ファッションショー等を行う。

・需要開拓

皮革関連産業の販路開拓を促進するため、繊維総合見本市やギフトショーへ積極的に出展する。

・新商品企画開発

豚革商品の試作を進め、皮革製品業界の開発意欲の喚起を図る。

(ｳ)　小規模事業者等啓発事業

産業界等に対し、人権問題に対する理解と協力を求めるため、有識者による講演会等を行う。

(16)　中小企業収益力強化サポート事業

物価高騰の影響による事業活動におけるコスト増加は中小企業の事業継続に深刻な影響を与えている。このような経営課題を乗り越えていくためには、企業の収益力を改善・強化し、事業活動の基盤強化を図る必要がある。そこで、物価高騰により事業継続に苦心している都内中小企業に対し、収益力向上に向けた計画策定や実行に向けた伴走支援、計画実行に向けた経費の一部助成など総合的に支援を行うことで、中小企業の安定的な事業継続を図る。

(17)　中東情勢による原材料価格高騰に伴う価格転嫁等緊急支援事業

中東情勢の緊迫化は日本経済に大きな打撃を与えており、特に供給不安による原油価格の高騰は、エネルギー費にとどまらず原材料費、輸送費等あらゆる費用の値上がりにつながっている。仕入価格等の上昇分を販売価格へ十分に転嫁できない状況が想定されるため、緊急対策として、価格転嫁に苦しむ中小企業者の捕捉並びに支援策への誘導の強化及び価格転嫁等支援体制の拡充を図る。

３　販路開拓支援（経営支援課・調整課）

経済のグローバル化により、都内中小企業においては、国内の販路拡大に加え、海外展開を志向する企業が増加している。

都では、都内中小企業等が都見本市、会議等として活用できる施設の運営・管理をはじめ、海外展開や海外販路拡大を志向する企業への支援や海外企業の誘致促進によるビジネス機会の拡大などに取り組んでいる。

(1)　国際展示場の運営

東京国際展示場（東京ビッグサイト）は、見本市、会議、イベントなどの多様な催しを開催できる国内最大の総合コンベンションセンターである。この施設の運営を通じて産業や文化の発展と交流に寄与している。

(2)　有明展示場の運営

有明展示場（有明ＧＹＭ－ＥＸ）は、東京 2020 大会で使用された有明体操競技場の後利用として整備された展示場である。この施設と東京国際展示場（東京ビッグサイト）との一体的な運営を通じて、都内中小企業の振興に寄与していく。

(3)　東京国際フォーラムの運営

東京国際フォーラムは、東京の中心から文化と情報を国際規模で発信し、イベント、展示会、会議などの多様な催しを開催できるコンベンション＆アートセンターである。この施設の運営を通じて、産業や文化の発展と交流に寄与している。

(4)　中小企業ニューマーケット開拓支援事業

ベンチャー企業をはじめとした中小企業は、製品開発力・技術力を充分備えていても営業力が弱いため、販路先の確保が難しい面がある。

そこで、営業経験の豊富な大企業ＯＢなどの持つネットワークや市場情報を有効に活用して、中小企業の優れた製品や技術を商社やメーカーに紹介するとともに、「売れる製品・技術」として改良するためのアドバイス等を行う。また、マーケティング戦略策定から支援し、営業力強化及び営業体制の確立に対する意識改革を促しながら自立化へ導く。

(5)　市場開拓助成事業

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社から一定の評価又は支援を受け自ら開発、又は「イノベーションマップ」に該当する自社の製品等について、国内外の見本市に出展する費用や新聞・雑誌等に掲載する広告費等の一部を助成する。

(6)　国際化への支援

ア　海外貿易情報の収集提供支援

（独）日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）の保有する貿易･投資情報の提供等を通じて、都内中小企業の海外投資や貿易の振興を促進する。

イ　輸出信用補償

株式会社日本貿易保険（旧（独）日本貿易保険）が実施している輸出手形保険に対し、都は 15%を上限に上乗せ補償を行ってきた。現在、新規付保や荷為替手形買取金融機関へのてん補金の支払いは終了しているが、過去にてん補金を受けた金融機関からの回収金の受入等を行っている。

(7)　中小企業海外展開支援事業

ア　海外展開総合支援事業

(ｱ)　海外販路ナビゲータによるハンズオン支援

海外のビジネス事情に詳しい企業ＯＢ等が、専門商社を活用するなどして、都内中小企業の海外取引や海外進出に向けた取組を支援する。

(ｲ)　海外展示会出展等支援

出展効果の高い海外の展示会・見本市や、海外オンライン展示会等を有効に活用し、

中小企業の海外販路開拓を支援する。

(ｳ)　海外ワンストップ相談

輸出入、海外投資、海外事情等の海外展開に関する様々な相談にワンストップで対応する相談事業を実施する。

(ｴ)　海外展開チャレンジ支援

海外展開を目指す企業に対し、セミナー、個別相談会による情報提供や事業計画の策定支援等を実施する。

(ｵ)　情報発信（ハンズオン支援製品等情報発信力強化）

(ｶ)　越境ＥＣ出品支援

セミナーでの情報提供のほか、特設サイトを開設して出品及びプロモーション支援を行い、中小企業の越境ＥＣへの参入をハンズオンで支援する。

(ｷ)　海外展開準備サポート

ハンズオン支援対象企業に対し、ローカライズ、ＷＥＢサイト等の英文対応、貿易実務、現地規制等への対応など各企業が抱える課題に応じて専門家がサポートする。

(ｸ)　ＣＥＯ・バイヤー・商社向け商談会プログラム

海外優良企業のＣＥＯやバイヤーを招聘し、国内外において商談会、工場見学などを実施し、成約確度の高い効果的なマッチングの場を提供する。

(ｹ)　加工食品等海外販路開拓支援

地域特産品「認証マーク」を取得している商品を中心に、加工食品等に特化した海外販路開拓のためのハンズオン支援を実施する。

(ｺ)　商社を活用した輸出拡大支援事業

海外企業との取引に精通している商社と中小企業のマッチング商談会を開催するとともに、専門家による商談サポート等を行い、中小企業の間接輸出を後押しする。

イ　ＡＳＥＡＮ・インド展開支援事業

(ｱ)　タイ事務所

（公財）東京都中小企業振興公社のタイ事務所において、相談対応や現地情報の提供、ビジネスマッチングなどにより、都内中小企業の現地での営業活動の支援と技術・製品等のＰＲのための情報発信を行う。

(ｲ)　サポートデスク

都内中小企業の海外展開に伴う現地支援拠点として、インドネシア（平成 29 年度）、ベトナム（平成 30 年度）及びインド（令和８年度予定）に設置のサポートデスクで、現地の法規制や経済事情を踏まえた相談対応、ビジネスマッチング等を実施する。

ウ　海外進出サポート事業

海外進出を目指す都内中小企業に対し、生産委託や技術連携、海外への生産拠点の設置など、企業規模や成長ステージに合わせ、進出の検討から実施まで企業ニーズに応じたきめ細かな支援を行い、都内中小企業の海外進出を後押ししていく。

エ　中小企業のグローバル化に向けた組織構築支援事業

ダイバーシティ経営やグローバルで活躍できる組織・人材の育成に対する経営者の意識を高めるとともに、外国人材活用を含めた国内外の幹部人材及び貿易実務担当者の育成な

どグローバル視点での組織・人材育成を総合的に支援する。

オ　デジタルマーケティング支援事業

デジタルマーケティングの観点から、国内外ともに販路を広げるため、販路開拓連続講座やハンズオン支援の実施、英語ページなどの作成を支援する。

カ　地域間経済交流事業

海外都市（地域）と経済交流に関する協定等を締結し、都内中小企業が現地支援機関等のネットワークを活用できる仕組みを構築することで、都内中小企業の欧米への展開を支援する。あわせて、ドイツＮＲＷ州中小企業の東京でのビジネス機会の拡大を支援し、都内企業及びＮＲＷ州企業の経営活性化を図る。

キ　成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療関連機器・環境・エネルギー・ＡＩ・先端テック分野）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援する。

(8)　海外企業とのイノベーション創出支援事業

都内中小企業と東京進出外資系企業の連携を促進するための支援を行うとともに、多様な連携先の確保に向け、ＡＳＥＡＮ を中心とする海外企業などに向けて、東京進出に関する情報提供や相談体制の確保、定着支援などを実施する。

(9)　メディア活用販路開拓支援事業

メディア（インターネット販売等）を活用して紹介・販売することで、商品開発力を持つ都内中小企業者の更なる成長につながるよう、販路開拓を支援する。

(10) 産業貿易センターの管理

中小企業をはじめとする東京都の商工業及び貿易の振興を図るため、見本市及び展示会等に必要となる展示室、会議室の貸出を行う。

・展示室等　　産業貿易センター台東館（台東区花川戸２－６－５）
　　産業貿易センター浜松町館（港区海岸１－７－１）

・指定管理者　　（公財）東京都中小企業振興公社

(11) 産業交流展

首都圏の中小企業の優れた技術や製品を一堂に展示する国内最大級の総合見本市を開催し、国内外への販路開拓による受発注の拡大、情報収集・情報交換などを促進する。

・令和７年度実績　リアル展
　　出展者数：681 社・団体（839 小間）
　　来場者（再入場は含まない）：12,720 名
　　オンライン展
　　出展者数：695 社・団体　ログイン数（重複除く）：4,190 回

(12) 地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図ることを目的として、地方で開催される展示会等の機会を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出する。

(13) 全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業

国際情勢の変動や急速な円安の進展等に伴う原材料価格や輸送費の高騰に伴い、海外部品調達が困難となる状況下で、調達困難な企業と、都内外企業との商談の機会を提供することを目的とし、原材料価格高騰等の影響を受けた業種を中心に全国から出展を募集、展示会や商談会を開催することで、中小企業の販路開拓ツールの確保と国内のサプライチェーンの強化・構築を行う。

4　ネットワークづくり支援（調整課・創業支援課・経営支援課）

中小企業は、多様な分野で創造的な事業を展開しているが、技術・情報・人材等の経営資源に弱い面がある。このため、中小企業の活性化には、個々の企業が経営革新していくことに加え、同業種あるいは異業種の企業間で、経営資源の相互補完を図れるよう、連携した活動を促していくことが重要となる。

中小企業の連携には、まず、「中小企業等協同組合法」等の法律に基づき結成する事業協同組合等がある。中小企業が協同して生産、販売、運送、研究等を行い、経営の合理化と取引条件の改善を図るためのものである。

もう一つに、目的を持った企業が中心になって参加企業者を募る任意グループがある。産学公連携にみられるような大学、公的試験研究機関等と共同で技術開発を行うグループや、地域の企業間で技術交流、意見交流等の種々の交流を通して経営資源を補完しているグループなど、様々な形態がある。

都では、中小企業の経営の改善と安定を図るため、中小企業団体の指導機関である「東京都中小企業団体中央会」への支援や産学公連携事業など、連携した活動を支援している。

(1)　多摩イノベーション総合支援事業

ア　多摩イノベーション総合支援事業

オープンイノベーション志向の大手企業等からの技術・開発ニーズに応えることや大学等との連携などを契機に、ゼロエミッション分野などの成長産業分野への参入、新市場への対応、より高いレベルの技術・製品開発を促し、イノベーション創出を促進する。

イ　社会実装参画による多摩イノベーション創出事業

多摩地域を中心としたイノベーション創出を目指し、中小企業に対して大学・研究機関等が行う研究開発の社会実装への参画などを支援し、半導体、エネルギーなどの先端技術産業等への参入を促進する。

(2)　組織化の推進

多くの課題を抱えて厳しい経営環境にある中小企業の組織化を推進している。

組織化された事業協同組合などの団体が、多様で活力ある成長・発展を図ることができるよう支援する必要があるため、組合の指導機関である東京都中小企業団体中央会に対し、同会が行う組合に対する組織運営指導、情報提供、調査研究等の指導事業について助成している。

(3)　広域産業交流・連携の推進

イノベーションを誘発し、新事業を創出していくため、首都圏の自治体と中小企業支援機関の連携により合同商談会を実施し、都域を超えた異業種・異分野間における企業の新たな

マッチング機会の創出と産業交流の促進を図る。

(4)　広域ものづくりネットワーク形成支援事業

多摩地域を中心とした活発なイノベーション創出を広域で推進するため、複数の中小企業等の連携によるものづくりネットワークを広域で組成し、大手企業等への提案や新事業展開に向けた連携体制の構築を支援するとともに、あわせて提案用の試作品開発等の支援も行うことで、新たな産業分野や市場等への参入を支援する。

(5)　多摩イノベーションエコシステム促進事業

ア　多摩イノベーションエコシステム促進事業

多摩を世界有数のイノベーションエリアへ進化させるため、多摩における地域課題等の解決を図るリーディングプロジェクトの実施に向けた支援をはじめとして、イノベーションエコシステムの形成に向けた取組を促進する。

イ　多摩地域におけるイノベーション支援施設の運営

「2050 東京戦略」における、多摩イノベーションパーク構想実現に向け、多摩地域のイノベーションエコシステム形成を促進するため、旧労働相談情報センター八王子事務所及び国分寺事務所を暫定的に利用し、中小企業等のイノベーション創出を支援する施設を運営する。

第２　技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギーや環境への対応など経営環境の変化は大きく、中小企業の経営が安定し、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

しかし、多くの中小企業にあっては、人材や資金の不足などが製品や技術の開発を続けていくうえで、大きな制約要因となっている。

このため、都では、以下の各種取組により、中小企業の技術力向上を支援する。

１　新製品・新技術の開発や基盤技術強化のための助成

２　新製品・新技術の開発成果の実用化に向けた支援、都市課題解決に寄与する新製品・新技術の開発促進、普及に向けた支援

３　知的財産制度にかかわる普及啓発活動、一般相談支援と権利の取得から活用、ノウハウ秘匿などの高度な知的財産戦略を導入するための支援、大企業等の保有する知的財産権を活用した中小企業の新製品の開発・製品化支援

４　セミナー等による中小企業のデザイン導入・活用支援、デザインを活用した中小企業の製品開発支援、中小企業のパートナーとなるデザイナーの育成等の支援

１　中小企業技術活性化支援事業（創業支援課）

中小企業等が産業構造の転換等による経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、技術の活性化に必要な経費を助成し支援している。

助成事業メニュー　　（　）内は助成限度額、助成率はすべて１／２以内

(1)　製品開発着手支援助成事業（100 万円）

本格開発の実現可能性を検証し、開発の質的向上に向けた取組を支援するため、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証等に要する経費の一部を助成する。

(2)　新製品・新技術開発助成事業（2,500 万円）

技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図るため、都内の中小企業者等に対して、新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成する。

※一定の賃上げを実施した場合は、助成率３／４以内

（ただし、小規模企業者については４／５以内）

(3)　製品改良・規格等適合化支援事業（500 万円）

国内外の販路開拓にあたり必要となる製品改良や輸出に必要な規格適合の取組を支援するため、市場投入にあたり、製品改良が必要となった場合に要する経費の一部及び規格への適合や認証取得のために要する経費の一部を助成する。また、価格設定等に対してアドバイザーによる支援を実施する。

２　ものづくりイノベーション企業創出道場（経営支援課）

新製品の構想（アイデア）はあるものの実現化のノウハウや社内体制が脆弱な中小企業を対象に、新製品の開発から事業化までの一連の取組に対して、座学による講座や専門家によるハン

ズオン支援を組み合わせることにより一貫した支援を行う。

３　新製品・新技術開発支援（創業支援課）

(1)　東京都ベンチャー技術大賞

中小企業が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを表彰している。「新規性･創造性」、「技術的完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」等を総合的に審査し、その経緯を踏まえて、知事が大賞等を決定する。

【各賞及び開発・販売等奨励金】

・東京都ベンチャー技術大賞　（開発・販売等奨励金 300 万円：１企業）
・東京都ベンチャー技術優秀賞（ 〃　150 万円：３企業程度）
・東京都ベンチャー技術奨励賞（ 〃　100 万円：３企業程度）
・東京都ベンチャー技術特別賞（ 〃　 50 万円：８企業程度）

※　受賞企業の中から、女性経営者や開発者等の活躍が認められた企業へ賞を贈呈する場合がある。

(2)　発明くふう展等

ア　児童生徒発明くふう展

児童・生徒の創意工夫による自由作品を展示し、児童・生徒の発明工夫に関する知識と科学技術への関心を高め、科学的な思考の育成と創造性の向上を図る。

・会期、会場：４日間開催、港区立みなと科学館（予定）

イ　科学技術関係功労者表彰

科学技術の進歩・発展のために尽力し、産業の振興や都民生活の向上に貢献した方、優秀な発明・考案を行った方を都民の日に表彰する。

・表彰区分：技術振興功労

４　知的財産活用への支援(創業支援課)

今日のグローバル化した市場の中で、国際競争力のある企業を創出していくためには、より多くの中小企業が知的財産に対する認識を高め、市場で勝てる高付加価値製品を生み出す源泉となる知的財産を活用していくことが重要となる。

そこで、「東京都知的財産活用本部」において、都としての「知的財産活用戦略」を構築し、中小企業の知的財産活用の実現を図る施策を総合的に推進している。

(1)　知的財産活用本部の運営

中小企業の知的財産活用をめぐる様々な課題を研究するため、活用本部のもとに研究会を設置する。

(2)　知的財産総合センターの運営

中小企業の知的財産に係る相談に総合的かつ専門的に対応する。加えて、東京コンテンツインキュベーションセンター（略称：ＴＣＩＣ）に知的財産総合センターの窓口を設け、幅広くコンテンツ分野への相談対応を実施する。

また、マニュアルの作成など、知的財産に係る様々な情報を発信する。さらに、各種セミナー・シンポジウムの開催により知的財産に関する人材育成及び普及啓発を図る。

(3)　知財戦略導入支援事業

独自の技術力、製品を保有するものの、知財戦略が十分でない中小企業に対して、企業が知財戦略を策定し実施するための支援を行う。

ア　ハンズオン支援

知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長３年間の継続的支援を行う。また、知財戦略の策定及び実施に必要な知的財産の体系的な知識習得に関する支援(知的財産人材育成スクール)を実施するとともに、ＡＩ等によるデータ活用技術の知的財産取得に関する支援を行う。

イ　知財戦略導入助成事業(基金事業)

助成事業メニュー　　(　) 内は助成限度額、助成率(ｱ～ｺ,ｻの一部)は１／２以内

(ｱ)　特許調査費用助成事業（100 万円）
知財戦略策定に必要な先行技術調査に対する助成

(ｲ)　外国意匠・商標出願費用助成事業（60 万円）
外国への意匠、商標出願に対する助成

(ｳ)　外国特許出願費用助成事業（最大 400 万円）
外国への特許出願から中間手続に対する助成

(ｴ)　外国侵害調査費用助成事業（200 万円）
外国における模倣品被害の事実確認調査等に対する助成

(ｵ)　外国実用新案出願費用助成事業（60 万円）
外国への実用新案出願に対する助成

(ｶ)　グローバルニッチトップ助成事業（３年間で 1,000 万円）
海外展開における知的財産戦略の構築・実施に対する助成

(ｷ)　外国著作権登録費用助成事業（10 万円）
外国における著作権登録に対する助成

(ｸ)　海外商標対策支援助成事業（500 万円）
海外での商標係争に対する助成

(ｹ)　知的財産活用製品化支援助成事業（500 万円）
知的財産活用製品化支援事業の支援企業に対する開発経費の助成

(ｺ)　スタートアップ知的財産支援助成事業（３年間で 1,500 万円）
スタートアップ知的財産支援事業の支援企業に対する知財取得費用及び開発経費の助成

(ｻ)　AI データ知財取得費用助成事業
（小規模事業者 最大 60 万円：助成率２／３以内, 中小企業 最大 45 万円：助成率１／２以内）
AI×データ知財取得支援事業の支援企業に対する、知財取得費用の助成

(4)　知的財産活用製品化支援事業

大企業等の保有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発・製品化を支援する。知的財産の使用について合意を得られた中小企業に対しては、技術移転等のサポートを実施する。

事業化への成功率を高めるため、市場調査によるターゲット顧客の提案や開発後のテスト

マーケティングなどを実施する。

(5)　スタートアップ知的財産支援事業

スタートアップを対象とした知的財産に関する相談やセミナー等を開催し、知的財産への意識の醸成を図るとともに、優れた技術を有しているものの、知的財産の活用ノウハウを持たないスタートアップに対し、知的財産の活用を取り入れた経営戦略の策定から知的財産権取得までのハンズオン支援を行う。

(6)　重要な技術に関する知的財産保護事業

東京都知的財産総合センターに特別相談窓口を設置し、都内中小企業が有する重要な技術の流出防止を図るための知的財産保護に関する情報収集・提供を行うとともに、特許出願以外の権利保護方法等に関しても、窓口相談・セミナー・ハンズオン支援等を通して普及啓発を実施することで、都内中小企業の重要な技術の流出防止を後押しする。

５　デザイン活用への支援（創業支援課）

(1)　デザイン経営支援事業

デザインを活用した経営手法である「デザイン経営」を軸とする人材育成とともに、これに資する情報提供、相談対応、マッチングによる中小企業とデザイナーの協働促進を実施する。

(2)　東京デザインコンペティション事業

都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施する。

６　ＤＸ推進支援事業（経営支援課）

都内中小企業のＤＸを推進するために、アドバイザーによるＤＸ戦略の策定支援や、デジタル技術の導入から活用まで長期的なサポートを実施するとともに、デジタル技術を活用した機器・システム等を導入する場合に必要な経費の一部を助成する（新規採択は令和７年度まで）。

（ＤＸ戦略策定コース）

・助成限度額：3,000 万円

・助成率：２／３以内、３／４以内又は４／５以内

（生産性向上コース）

・助成限度額：3,000 万円

・助成率：１／２以内、２／３以内、３／４以内又は４／５以内

７　ＤＸ推進トータルサポート事業（経営支援課）

中小企業が最新のデジタル技術等を活用し、企業変革や生産性向上を図ることで、持続的な成長・発展につながる取組や、企業の賃金引上げに向けた後押しを総合的に実施する。アドバイザーによるＤＸ戦略やＡＩ活用計画の策定支援、デジタル技術の導入から活用まで長期的なサポートを行うほか、デジタル技術の導入等に要する経費の一部を助成する。

（ＤＸ推進コース）

・助成限度額：3,000 万円（大幅賃上げ企業は 5,000 万円）

・助成率：３／４以内又は４／５以内

（ＡＩ活用コース）

・助成限度額：2,000 万円（大幅賃上げ企業は 3,000 万円）

・助成率：２／３以内、３／４以内又は４／５以内

（生産性向上コース）

・助成限度額：1,500 万円（大幅賃上げ企業は 2,000 万円）

・助成率：１／２以内、２／３以内、３／４以内又は４／５以内

８　中小企業デジタル導入促進補助事業（経営支援課）

都内中小企業に対し、デジタルツールの導入に係る経費の一部を助成するとともに、ツール導入に係る課題解決等に向けたフォローアップを行うことで、事業活動のデジタル化を促進させ、継続的な成長・発展を支援する。

・助成限度額：150 万円

・助成率：１／２以内（ただし小規模企業については２／３以内、環境負荷軽減に資するツールを導入する場合については２／３以内）

９　中小企業デジタル化ファーストステップ支援事業（経営支援課）

都内中小企業に対しデジタル化の必要性を周知するとともに、デジタルツールの導入を検討している企業や、現在のデジタルツールの利用状況を見直したい企業を対象に、専門家によるデジタル化診断及びデジタルツールの活用支援を行い、各企業の取組状況に応じた支援メニューやデジタル技術の導入につなげることで、事業活動のデジタル化を促進する。

10　スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援（経営支援課）

リスキリングに知見のあるスタートアップを活用し、デジタル化が進んでいない中小企業とのマッチング機会を創出することで、都内中小企業のデジタル化の更なる推進を図る。

11　スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業（経営支援課）

スタートアップ等の技術を活用し、中小企業の自社コスト把握を支援することで、都内中小企業の適正な価格交渉に向けた準備を支援するとともに、適正な賃上げやスタートアップの成長も後押しする。

12　中小企業デジタルコンシェルジュ（経営支援課）

都や政策連携団体等が行う中小企業向けデジタル化関連の支援策について、各中小企業のデジタル化の取組状況や要望に応じて、適切な事業を案内し、支援の組合せや順序をワンストップで総合的にアドバイスする窓口を設置することで、事業活動のデジタル化を促進していく。

13　ＴＯＫＹＯ戦略的イノベーション促進事業（創業支援課）

高いポテンシャルを有する中小企業を核とした連携体の構築を促し、集中的に支援すること

で、その技術力を最大限に活かし、今後の都内産業を牽引するような技術・製品の開発及びその事業化を支援する。

また、その成果により、2050 東京戦略等で示される都市課題を解決し、東京の魅力をさらに高めていく。

(1) イノベーションマップの策定

(2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成、ハンズオン支援

・助成限度額：8,000 万円

・助成率：２／３以内

・助成期間：３年以内

14 課題解決型技術開発促進事業（創業支援課）

「2050 東京戦略」で掲げる未来の東京の姿の実現に向け、都内中小企業等の都市課題解決に資する製品・技術・サービス等の開発・改良等及び販路開拓を一貫して支援することで、都内産業の活性化を促進する。

・セミナー開催、専門家の派遣

・「2050 東京戦略」実現に資するテーマでの製品・技術等の選定

・開発・改良等の経費助成

助成限度額：2,000 万円、助成率：２／３以内、助成期間：１年９か月以内

・販路開拓の経費助成

助成限度額：150 万円、助成率：２／３以内、助成期間：１年１か月以内

※開発・改良等の経費助成と併用する場合は 350 万円

15 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（創業支援課）

都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成することで、都内中小企業の中長期的な成長を支えていく。

なお、競争力強化・生産性向上とあわせて後継者によるチャレンジを実施する場合や企業全体でゼロエミッションへの取組（ゼロエミコース）又は一定の賃上げを実施する場合（賃上げコース）は、助成率を引き上げる。

（競争力強化区分）

・助成限度額：１億円

・助成率：１／２以内、２／３以内又は３／４以内

〔小規模企業の場合は、２／３以内、３／４以内又は４／５以内〕

（後継者チャレンジ区分）

・助成限度額：１億円

・助成率：２／３以内又は３／４以内

（アップグレード促進区分）

・助成限度額：２億円

・助成率：３／４以内

16　生産性向上のための現場改善推進事業（経営支援課）

改善活動の重要性についての普及啓発を図るとともに、生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、改善活動の中心的役割を担う中核人材を育成する。さらに、社内人材だけでは解決できない改善課題に対して専門家による伴走型支援を行うことで、都内中小企業の現場改善の推進を図り、生産性の向上を促進する。

17　５Ｇによる製造工場のＤＸ・ＧＸ推進事業（創業支援課）

ローカル５Ｇの特徴は、個別のニーズに合わせて５Ｇの通信環境を自前で構築できることであり、あらゆる産業の姿を変える可能性を秘めている。その中で有望視されているものの１つが製造工場への導入である。本事業は、ローカル５Ｇを導入し製造工場のＤＸを図ることに加え、その５Ｇの通信環境を、製造業の重要課題であるＧＸにも活用する中小企業を支援する。

※令和８年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

・助成限度額：２億円

・助成率：４／５以内

・助成期間：３年以内

18　ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つスタートアップ・中小企業と、資金・人材・販路等を有する大企業等とのオープンイノベーションによる大規模プロジェクトを支援し、東京の社会的課題の解決や経済活性化、スタートアップ・中小企業が大きく成長する機会の創出へと繋げていく。

また、脱炭素事業等に取り組むエネルギー・環境系のスタートアップ・中小企業を積極的に支援することで、ゼロエミッション東京へ貢献するオープンイノベーションをさらに加速させる。

※令和８年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

・ ゼロエミッション枠

補助限度額：10 億円、補助率：２／３以内、補助期間：３年以内

・ 大学発ベンチャー・一般枠

補助限度額：３億円、補助率：１／２以内、補助期間：２年以内

19　東京発ディープテック等事業化促進事業（創業支援課）

東京から世界に向けた事業展開を目指す「社会課題の解決」に寄与する革新的な技術（ディープテック）等の実用化を目的とした開発を支援する。また、優れた技術を着実に社会実装に繋げるために、量産化に向けた技術開発・設備投資等も支援する。

・ 実用化開発コース

補助限度額：３億円、補助率：２／３以内、補助期間：２年以内

・ 量産化実証コース

補助限度額：30 億円、補助率：２／３以内、補助期間：２年以内

20　女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業（創業支援課）

働く女性が増え続ける中、女性の心身の不調に関する研究の進展、技術の進歩も相まって、女性特有の悩みや問題を可視化・解決する技術・製品・サービスへのニーズが顕在化し、国内でもフェムテック分野への関心が高まっている。

そこで、フェムテック開発に取り組む都内中小企業者等を支援することで、フェムテックの技術開発・普及促進を後押しするとともに、女性活躍社会の実現を加速させる。

・開発・改良等の経費助成　助成限度額：2,000 万円、助成率：２／３以内、助成期間：１年９か月以内

・製品等の普及促進に係る経費助成　助成限度額：350 万円、助成率：１／２以内、助成期間：１年以内

21　成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

都内中小企業の中には、優れた技術を有し、財務的には経営継続可能であるにもかかわらず、事業に将来性がないという理由から廃業を選択する企業も多く、これらを放置すると東京の産業の存立基盤の崩壊や、産業活力の衰退・雇用喪失の恐れがある。

そこで、優れた技術力を活かして新たな成長産業分野へ参入・事業転換を行う都内中小企業に対し、中小企業診断士、大学等が成長産業分野へ進出できる技術力等の目利きを行い、方向性をアドバイスするとともに、必要に応じて技術開発や設備投資に係る経費を助成することにより、都内中小企業の事業継続や成長産業分野への進出を促進する。

(1)　アドバイザリー会議の設置

(2)　技術開発助成

・助成限度額：1,500 万円、助成率：２／３以内、助成期間：１年６か月以内

(3)　設備投資助成

・助成限度額：2,000 万円、助成率：２／３以内、助成期間：１年以内

22　非石油由来製品等開発支援事業（創業支援課）

中東情勢の影響による原油供給不足やそれに伴う原油由来製品の価格高騰等の問題に対応するため、都内中小企業を対象に、原材料・エネルギー量の削減に資する製品・サービス及び代替製品の開発に要する経費の一部を助成する。

・助成限度額：2,000 万円

・助成率：４／５以内

・助成期間：１年９か月以内

第３　創業支援

経済のグローバル化が進展し、産業構造が大きく変化する中で、事業所数の減少傾向が続いている。こうした状況は、東京の産業活力低下の大きな要因となるおそれがあることから、創業の活発化が重要な課題となっている。創業の活発化により、次のことが期待できる。

１　リスクを克服して新事業を展開していく創業者を多数輩出することにより、市場競争が活性化し、経済の新陳代謝が促進される。

２　中小企業は、地域の工業集積、商業集積の中核を担っており、新たな発想と起業家精神にあふれる創業者の出現は、地域社会に大きな刺激を与え、イノベーションの促進、新たな雇用機会の提供などにつながる。

しかし、新たに事業を開始し、創業した企業の経営を軌道に乗せていくためには、資金調達や製品開発、製品の販売ルートの開拓など、多くの課題を克服していく必要がある。意欲にあふれ、優れた発想や技術を持っていても、こうした課題に対応することは難しく、また、創業者を支援・育成する民間機関の態勢も、十分には整っていない。

そのため、都では、意欲的に創業に取り組む人々に対し、起業とその後の経営の安定・発展に向けた支援を行うことで、活発な創業の促進を目指している。

都の創業支援施策は、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、

１　創業に必要な知識、経営基盤の確立に必要な販売戦略、財務管理等のノウハウ習得や、経営者としての資質向上に資する機会の提供

２　インキュベーションオフィスなどによる創業の場や創業者同士が切磋琢磨する場の提供

３　創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や、技術開発・販路開拓に要する資金の助成

４　取引先の開拓や出資等につなげるための既存企業やベンチャーキャピタル等との交流の場の提供や専門家の継続的な助言による経営の安定的発展を目指すソフト支援など創業が円滑に行われるよう、多様なニーズに応じた支援を行っている。

１　次世代アントレプレナー育成プログラム（創業支援課）

次世代を担う若者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、コンテストで選ばれた者に対する集中的な育成支援を行い起業を促進し、起業の成功事例を広く発信することで、起業に対する機運を醸成する。

(1)　ビジネスプランコンテスト事業

都内で起業する意思のある 15 歳以上 40 歳未満の者を対象に、ビジネスプランコンテストを開催し、事業計画書による書類審査、一般公開イベントの決勝大会におけるプレゼンテーション審査等により、次世代を担う意欲的な若手起業家を発掘する。最優秀賞、優秀賞、ファイナリストには賞金を交付する。

(2)　アントレプレナーシップ醸成事業

コンテスト事業で選抜された優れたビジネスプランと高い志を持つ将来有望な若手起業家に対して、優れた経営者としての資質やリーダーシップを磨くための経験値を高めることを重視した育成メニューを提供する。

(3)　コミュニティ

起業関心層等を対象に、コンテスト参加の有無に関わらず年度を通じた継続的な支援を行い、アイデアのブラッシュアップや、起業同期と出会い、互いを高めあう体制を構築するなど、起業に向けたアクションを続けられる場を提供する。

(4)　法人設立事業資金の交付

ビジネスプランコンテスト事業のセミファイナリストのうち、その翌々年度末までに都内に法人を設立した者に対し、事業の継続性を審査のうえ、法人設立事業資金を交付する。

(5)　成果発信事業

コンテスト受賞者の起業後の状況を常に把握し、成功事例をホームページや動画、電車内広告等で広く発信することで、若者への起業に対する普及啓発を行い、起業への機運を高める。

２　インキュベーション施設の運営（創業支援課）

創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、あわせて経営支援などを行う創業支援施設（インキュベーション施設）の運営を行う。

(1)　インキュベーション施設

産業サポートスクエア・ＴＡＭＡにおいて、創業を図ろうとする者又は創業間もない中小企業者に対し、低廉な賃料で創業の場を提供し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

インキュベーションオフィス・ＴＡＭＡ

所　在：昭島市東町３－６－１

産業サポートスクエア・ＴＡＭＡ内　経営サポート館３階

部屋数：６室

(2)　先駆的ベンチャー支援施設

特定分野の成長性の高い事業計画を持つ創業間もない企業等に、低廉な賃料で創業の場を提供し、ベンチャーキャピタル等のインキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

ア　東京コンテンツインキュベーションセンター（略称：ＴＣＩＣ）（コンテンツ･アニメ産業等）

所　在：中野区本町２－46－１　中野坂上サンブライトツイン 14 階

部屋数：30 室

イ　白鬚西Ｒ＆Ｄセンター（研究開発型等）

所　在：荒川区南千住８－５－７

部屋数：14 室

３　世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援（創業支援課）

コンテンツ関連産業に特化した創業支援施設である東京コンテンツインキュベーションセンターにおいて、ＣＧやデジタル環境を整えたアニメーター・漫画家向けのアトリエラボを整備するとともに、先端技術を用いた起業や事業構築、事業展開など、時代の変化に対応した支援を展開することにより、デジタル社会に適応するクリエーターの創出を後押しし、アニメ産業等の裾

野の拡大を図る。

4　青山創業促進センターの運営（創業支援課）

都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供する（希望者は宿泊滞在可能）。またアクセラレーションプログラム受講者を応援しうる先輩起業家等に対し、低廉な賃料でオフィスを提供する。両者を一体的に運営することで、入居者同士が活発に交流しながら切磋琢磨する場を構築し、創業のさらなる促進を図る。

所　在：渋谷区神宮前５－53－67（コスモス青山ＳＯＵＴＨ棟内）

5　創業活性化特別支援事業（創業支援課）

インキュベーション施設運営事業者及び創業予定者等への支援を通じて、都内開業率のさらなる向上を図る。

(1)　インキュベーション施設運営計画認定事業

民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の整備・運営に係る事業計画のうち一定の基準を満たしたものを都が認定し、当該施設（計画）の公開、事業者間の交流を行うことにより、官民挙げての創業支援への機運醸成を図る。※令和８年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(2)　インキュベーション施設整備・運営費補助事業

インキュベーション施設運営計画認定事業において認定された事業のうち優良な事業について、当該工事及び工事実施後の運営に要する経費を補助することにより、開業率の向上を図る。※令和８年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

・助　成　率：２／３以内（ただし、区市町村は１／２以内）
※多摩産材を使用して施設整備等を行う場合は、当該部分につき３／４以内

・助成限度額：整備・改修費⇒2,500 万円（最長２か年）
（ただし、区市町村は 2,000 万円（最長２か年））
運営費⇒年毎 2,000 万円（最長２か年）
（ただし、区市町村は年毎 1,500 万円（最長２か年））
※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間は通算して最長３年

・規　　模：10 か所

(3)　創業助成事業

一定の要件を満たした創業予定者等に対して、審査のうえ創業に係る経費を助成する。

・助　成　率：２／３以内
・助成限度額：400 万円
・規　　模：200 件

6　インキュベーターによる起業家支援事業（創業支援課）

インキュベーター向けコミュニティを構築し、インキュベーター間での連携促進や情報発信を支援するとともに、新たな支援サービスの実施を検討するインキュベーターへのハンズオン支援や資金助成を行うことにより、インキュベーターによる起業家支援の更なる充実を図り、都内における起業家の成長を強く後押しする。

・助　成　率：２／３以内
・助成限度額：1,000 万円

・規　　模：15 件

7　創業支援拠点の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点である「ＴＯＫＹＯ創業ステーション」を運営する。

拠点では、（公財）東京都中小企業振興公社の創業相談・セミナーのほか、先輩起業家による助言・指導等も実施し、創業を後押しする。

所在：千代田区丸の内２－１－１明治安田生命ビル低層棟１階～３階

8　創業支援拠点（多摩）の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点を立川市において運営する。

拠点では、自治体や大学などの地域の支援機関とも連携しながら、多摩地域全体の起業機運を高めていく。

所在：立川市緑町３－１GREEN SPRINGS E2 ３階

9　女性ベンチャー成長促進事業(創業支援課)

女性ベンチャー等に共通して必要となる知識等を提供するための育成講座を実施し、その上で、社会課題の解決やグローバル市場の進出など、スケールアップする可能性の高い事業ビジョンを持つ女性起業家向けに３ヵ月程度のアクセラレーションプログラムを実施する。

プログラム修了後、選抜された受講生を海外に派遣し、現地のメンターや起業家等へのプレゼン会などを企画することで、現地におけるネットワーク構築を支援する。帰国後、成果発表会等を企画し、成長意欲の喚起を図る。

10　スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業(創業支援課)

女性起業家に対し、ベンチャーキャピタル（ＶＣ）・事業会社等との相談会や各種勉強会を通じ、資金調達やビジネスモデルのブラッシュアップなどのサポートを実施する。

また、スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍を促進するため、ＶＣにおける女性活躍の支援やジェンダーによる対応の違いの解消に向けた取組を実施する。

これらの取組を通じて、スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍を促進する。

11　スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業(創業支援課)

採用等の課題を有するスタートアップと個人とが集まるコミュニティを構築するとともに、採用から制度構築・運用まで一貫した人事戦略の構築に向けた支援を実施する。

これらの取組を好事例として発信することで、スタートアップの成長につなげていく。

12　スタートアップ等における博士人材活用支援事業（創業支援課）

イノベーションを創出するスタートアップ等の成長の後押しに向けて、研究開発や事業展開に必要となる高度な専門知識を有する博士人材の活用を支援するため、スタートアップ等や博士人材に向けたセミナーやマッチングイベントを実施するほか、マッチングが成立した企業に対し伴走支援を提供する。

13　多様な主体によるスタートアップ支援展開事業（創業支援課）

ベンチャーキャピタル、アクセラレータ、事業会社、大学などの多様な主体と東京都が、スタートアップ支援に関する協定を締結することにより、民間のアイデア、ネットワーク、フィールドなどを最大限に生かしたこれまでにない多彩なスタートアップ支援を展開する。

14　起業家による空き家活用事業（創業支援課）

都内に空き家は令和５年時点で約90万戸あり、空き家が諸問題の発生要因となっている。そこで、空き家を活用した事業を考えている起業家に対し、家賃等相当額の補助を行うとともに、当該起業家に空き家を提供した建物所有者に対し、管理費相当額（固定資産税、都市計画税）を補助することにより、空き家を有効活用した事業を創出する。

起業家の柔軟な発想で空き家を活用した事業を創出していくことで、空き家活用の波及効果及び新たな起業が期待される。

15　小中学校向け起業家教育推進事業（創業支援課）

起業が将来の選択肢の一つになるよう、起業家教育の導入を図る小中学校の支援を実施する。相談窓口を設置して情報提供を行うほか、学校が起業家教育を導入する際のプログラム策定及びその実施を支援し、各小中学校が自立的に当該プログラムを運営できる体制の構築を目指す。また、学校向け支援の一環として、起業家等による講演会を実施する。

さらに、体験型イベントを開催し、小中学生が起業に触れる機会を広く提供することで、起業家の裾野拡大を図る。

16　高校生起業家養成プログラム（創業支援課）

起業家の裾野を一層拡げていくため、学校向けのアントレプレナーシップ教育教材の配布や、将来的に起業を目指す高校生等を掘り起こすことを目的とした講座を実施する。そのうえで、起業の意向を持つ高校生等向けに知識やスキル取得、起業家精神の涵養に寄与する実践的なプログラムの提供を行う。

また、身近なロールモデルとしての成果等を広く発信する機会やアルムナイのコミュニティ等を設けることにより、学生の起業機運醸成につなげていく。

17　シニア創業促進事業（創業支援課）

シニア向けのビジネスプランコンテストを開催することにより、シニア層に定年退職後の選択肢として起業への関心を高めてもらうとともに、実際の起業に向けた後押しを行うことで、シニア層の起業を促進していく。

また、コンテストの最終選考に残った10名に対して、起業支援資金として100万円を交付することで、資金面での起業支援を行う。

18　創業活性化に向けた広報ＰＲ（創業支援課）

都内開業率は伸び悩んでおり、政策目標の達成には未だ不十分な状況にある。

そこで、創業活性化に向けた各種広報ＰＲを行い、創業への機運を醸成して創業希望者の増加を図り、開業率の向上を図る。

19　スタートアップ総合支援拠点の運営（創業支援課）

スタートアップが抱える課題に対し多種多様な支援を実施し、都内外のスタートアップと、

その支援パートナーとなる大企業、投資家、大学、自治体や既存支援機関等との連携関係を生み出す総合的な支援拠点「NEXs Tokyo」を運営し、スタートアップの成長促進を図る。

20　「社会起業家」創出・育成支援事業(創業支援課)

社会性と経済性の両立を志向する起業家や全国の自治体等に向け、協働のノウハウ提供等の支援を実施し、社会課題の解決や起業家の成長を図る。

21　エンジェル税制の対象企業確認(創業支援課)

第５次地方分権一括法（平成 27 年法律第 50 号）の成立により、国（経済産業省）から都道府県に対し、中小企業等経営強化法に基づく特定新規中小企業に対する投資等の確認業務が移管されたことを受け、当該業務を適切かつ円滑に遂行するとともにエンジェル税制活用促進を期し周知を図る。

22　スタートアップ・グローバル交流ＨＵＢ事業（創業支援課）

成長志向の強いスタートアップを選抜し、世界各地の大規模なピッチ会等に派遣して、現地の大企業やＶＣとのマッチングの機会を設け、グローバル展開につながるプログラムを実施する。また、有望な海外スタートアップ等との交流を通して、都内スタートアップのグローバルでの成長志向を高める取組を行う。

これらの取組の実施にあたっては、（独）日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）と協定を締結し、連携して実施する。

23　新事業発掘プロジェクト（創業支援課）

大企業の中で眠る優れたアイデアを掘り起こし、新たな事業創出、その先のカーブアウト型の起業等を促すための取組として、大企業の中で事業アイデアを抱えた人材を掘り起こし、先輩起業家や専門家との交流、セミナー、ワークショップ等を行うプラットフォームを構築する。

さらに、有望な参加者を選抜し、事業化に向けて、メンターによるサポートやＶＣ等とのマッチングサポートを主な内容とするアクセラレーションプログラムを実施する。

24　スタートアップ社会実装促進事業（創業支援課）

革新的なアイデアを武器に新たなビジネス領域の開拓を目指すスタートアップによる、ビジネスモデルの検証・磨き上げのためのコンセプト検証が着実に実施できるよう効果的な支援を行う。具体的には、大企業や行政機関など検証の場を提供できる主体とのマッチング・調整のサポートや検証の際に必要となる機材の手配などの物的サポートを行う。

25　課題提案型スタートアップマッチング支援事業（創業支援課）

企業等の課題を起点に、社会課題解決に資する革新的な製品・サービスを有するスタートアップ・企業等を掘り起こし、両者のマッチングを通じてスタートアップの製品実装等の支援を行う。

26　リスタート・アントレプレナー支援事業（創業支援課）

起業の失敗への恐れを払拭し、東京における起業機運をさらに高めていくため、廃業・倒産等の過去の経験を糧に再起を目指す起業家を掘り起こし、再起業などの起業経験を生かしたセカンドキャリアをテーマにしたイベントなどを行うコミュニティを構築する。また、再スタートを志す有望な起業家を選抜し、ビジネスプランの検証等を通じ、過去の経験を次の成功に昇華させ

るためのアクセラレーションプログラムを行う。

27　事業承継を契機とした「第二創業」支援事業（創業支援課）

事業承継を行った企業に対し、人材面、ノウハウ面等の支援を提供することで、新規事業開発、第二創業を促進する。

28　次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業（創業支援課）

都内スタートアップ企業等が、５Ｇをはじめとした次世代通信技術を活用した新たなビジネスやイノベーションを創出し、各スタートアップ企業の企業価値向上を目指す。その実現に向けて、都が選定した開発プロモーターを通して、通信キャリアをはじめとした様々な連携企業等と連携し、資金面、技術面、ネットワーク面での支援を行う。

29　行政課題解決型スタートアップ支援事業（創業支援課）

西新宿でスタートアップ支援の拠点を運営し、ピッチイベント開催と交流の場を創出することで、行政の課題をこれまでにない製品やサービスを提供するスタートアップにより解決することができる環境を生み出す。

30　多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業（創業支援課）

ものづくり起業家の掘起しを行い、既存の中小企業などの製造業との連携を促進し、次世代のスタートアップ起業家へと育成することで、創業機運を醸成、ものづくり起業家を輩出していく。

31　開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業（創業支援課）

途上国が抱える社会課題の解決及び都内スタートアップの海外展開への足掛かりを築くため、都内スタートアップが有する優れた技術や製品、アイデアが途上国市場に参入可能か検証するなど、市場投入に向けた必要なサポートを実施する。

32　スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業（創業支援課）

資源やエネルギー面における課題解決に資する革新的な製品・サービス等を有するスタートアップを対象に、ビジネスモデルの実証を伴走型で支援する。

第４　地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。しかし、近年、工場等の跡地へのマンション進出などにより域内での事業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。また、国際情勢などの影響により経営環境の不透明性が増す中、中小企業は経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

都は、地域産業の成長や継続的・安定的な発展を図るため、区市町村が地域産業の振興に向けて行う事業や、デジタル化の推進に係る取組等を支援するとともに、操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進する。

また、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細かな立地支援を行うほか、地域の中小企業が連携して実施する競争力強化の取組を後押しする。

さらに、東京の地域資源を活用、あるいは東京の都市課題を解決する取組を支援し、地域産業の活性化を図る。

１　地域産業活力創出支援事業（地域産業振興課）

「多様な主体との連携により地域の産業力を強化する取組」とあわせ、「感染症や自然災害などの発生による社会経済活動の大きな変化や社会構造の変革への対応」を含む区市町村の地域産業活性化計画を支援することで、地域産業振興施策をより力強く推進する。※令和８年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

（区市町村計画に対する補助事業）

・補助率：１／２以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は２／３以内）
・補助期間：３年以内
・補助限度額：１億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

２　地域産業成長支援事業（地域産業振興課）

「多様な主体の協業・参画」及び「中小企業等の自己変革への挑戦」を促進する取組を含む区市町村の地域産業活性化計画の取組を支援するほか、地域産業の振興に意欲的に取り組む区市町村を後押しする仕組みにより都内産業の成長・発展を図る。

（区市町村計画に対する補助事業）

・補助率：１／２以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は２／３以内）
・補助期間：３年以内
・補助限度額：１億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

（一般事業に対する補助事業）

・補助率：１／２以内
・補助限度額：1,000万円

（地域産業実態調査事業に対する補助事業）
・補助率：１／２以内
・補助限度額：1,000 万円
（広域連携事業に対する補助事業）
・補助率：１／２以内
・補助限度額：500 万円

３　地域産業強靭化支援事業（地域産業振興課）

地域産業の強靭化に向け、成長分野への参入支援など、産業集積等の地域の実情を踏まえて実施する区市町村の取組を支援する。
・補助率：２／３以内
・補助期間：５年以内
・補助限度額：5,000 万円（年度ごとの上限額）

４　地域産業デジタル化推進事業（地域産業振興課）

デジタル技術の導入により、新産業創出や中小企業の生産性向上・競争力強化等に取り組む区市町村を後押しし、都内における地域産業のデジタル化をきめ細かく推進する。
・補助率：２／３以内
・補助期間：交付決定の日から令和９年３月 31 日まで
・補助限度額：4,000 万円

５　都内ものづくり企業地域共生推進事業（地域産業振興課）

地域との共生に意欲的なものづくり企業に対しての支援を区市町村と連携して行うことにより、産業集積の維持・発展を図る。
（操業環境改善事業、住民受入環境整備事業）
・補助率：１／２以内
・補助限度額：250 万円
（耐震補強事業）
・補助率：１／３以内
・補助限度額：700 万円（耐震診断：100 万円、耐震設計：200 万円、耐震工事：400 万円）

６　地域工業連携強化支援事業（地域産業振興課）

(1)　東京工業団体連合会補助（事務費）

東京工業団体連合会が実施する都内ものづくり産業の維持発展を図る事業を支援し、地域工業者の経営の安定と都内産業の振興を図る。

(2)　東京工業団体連合会補助（事業費）

ア　専門家派遣支援事業（１企業当たり５回以内）

地域工業者等が自ら解決することが困難な、様々な課題（会計全般、財務・申告、特許出願、専門技術等）に対して専門家を派遣し、個別に問題解決していくことにより、地域

工業者等の経営基盤の見直しや強化を図る。

イ　依頼試験等助成事業

地域工業者等が技術開発及び製品開発等に係る課題の解決や技術革新を図ることができるよう、必要となる依頼試験等に要する経費の一部を助成する。

・助成率：２／３以内

・助成限度額：20 万円

ウ　ものづくり基盤技術強化支援事業

地域の工業団体等がものづくり基盤技術の強化を図るため、自主的に取り組む事業に対し経費の一部を助成することにより、厳しい経営環境に置かれている都内ものづくり企業の経営力・技術力の向上を図る。

・助成率：２／３以内

・助成限度額：360 万円

７　地域資源活用製品等の開発・販売促進事業（地域産業振興課）

東京の「地域資源」を活用した、あるいは東京の都市課題の解決につながる中小企業等の製品・サービスの開発・改良・販路開拓・販売促進を支援することにより、地域産業の活性化を図る。

〈開発・改良〉、〈販路開拓〉共通

・助成率：２／３以内

・助成期間：１年９か月以内

・助成限度額：1,500 万円

８　東京都企業立地相談センターの運営（地域産業振興課）

都内での立地を希望する企業に対して適時適切なアドバイスや情報提供を行う相談センターを設置し、都内への立地を支援する。センターでは、区市町村や民間の不動産事業者と連携し、立地を希望する企業へ産業振興施策や物件の情報を提供することで、きめ細かな立地支援を行う。

９　地域企業グループチャレンジ促進事業（地域産業振興課）

地域の中小企業が連携して実施する新規事業の創出や、新たな技術を活用した競争力強化の取組を伴走支援によって後押しする。

10　立地環境の改善指導（地域産業振興課）

(1)　工場適地調査

工場立地が環境の保全を図り適正に行われるよう、立地条件等を調査し、工場を設置しようとする者にその情報を提供する。

(2)　集団化指導

市街地で事業を行っている中小企業者の多くは、公害問題や作業環境の悪化、店舗等の狭隘化などの課題を抱えている。このような課題に対応するため、中小企業者が組合等を結成し、集団で移転するなどの場合に、計画実施から移転後の企業経営の運営までの指導や移転

経費等の貸付を実施している。

(3)　江東再開発地区指導

ア　営業再建指導

江東防災再開発事業の実施により、立地環境に大きな変化が生じている地区の中小企業の営業再建を進め、再開発後の新地域における環境に適応した商工業者の振興を指導し、経営基盤の確保を図る。

イ　白鬚共同利用工場管理

白鬚東・西地区の中小企業で、再開発事業実施後も同地区内で営業の継続を希望しながら、権利変換施設・再開発住宅併設作業所等に立地し難い者の営業再建を図るため、当該企業が入居した共同利用工場の管理を実施する。

・白鬚東共同利用工場（26 作業室）　　墨田区堤通２－１－12

・白鬚西共同利用工場（41 作業室）　　荒川区南千住８－５－７

白鬚西共同利用工場では、研究・技術開発型のインキュベーション施設（白鬚西Ｒ＆Ｄセンター）として、平成 19 年７月から最大５年間の短期貸付を行っている。さらに、平成 28 年度からは、空区画が生じた際の対応として、中小企業に対し公募し、審査会を経たうえで、最大３年間の短期貸付を実施している。

ウ　白鬚共同利用工場管理（工事）

経年劣化等により、白鬚共同利用工場の更新が必要な設備等を改修することで、工場の安全性向上を図り、入居者が安心して作業を行える環境を提供する。

11　砂利採取及び採石業者指導等（地域産業振興課）

砂利採取法及び採石法に基づく業者登録、採取計画認可のほか、災害防止、環境の保全、地域社会との調和などの指導を行い、砂利・岩石採取業者の健全な企業活動を促進している。

・砂利採取業者登録数： 299 業者（令和８年３月末現在）

・採石業者登録数：77 業者（令和８年３月末現在）

12　多摩産業交流センターの管理（経営支援課）

多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的な産業交流を通じてイノベーションの創出を活性化するため、広域的産業交流の中核機能を担う多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）を管理運営し、展示室、会議室等の貸出を行う。

指定管理者制度を導入しており、令和８年度から令和 12 年度の５ヶ年の運営を委任し、管理運営の効率化、利用者サービスの向上を図っている。また、指定管理者は多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）の共用部分等についても維持管理を行う。

13　イノベーション創出拠点の整備推進事業（地域産業振興課）

地域産業の活性化を図るため、イノベーション創出に向けた拠点の整備等について調査などを実施する。

第５　地域商業の活性化

都内には、約 2,200 の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や商店主の高齢化などの課題のほか、来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。

その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、にぎわいを維持している商店街も数多く存在しており、このような元気な商店街を増やしていくため、都は、区市町村等と緊密に連携しながら、商店街等の多種多様な取組を積極的に支援している。

大規模小売店舗の進出に対しては、多数の来客、物流により周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、地域住民や区市町村の意見を聴取するなど、地域社会と調和した立地を図るよう指導している。

１　商店街活性化対策（地域産業振興課）

(1)　商店街活性化支援

商店街等が行う先駆的で意欲的な取組の中で、大きな効果が期待できる事業について各区市町村や他の商店街への普及に努めるとともに、商店街等の活性化に向けた多様な取組に対して助言等を行う。

(2)　東京都商店街振興組合連合会指導事業

小売商業者の経営の安定を図るため、都内の法人格をもつ商店街の連合会である東京都商店街振興組合連合会が傘下組合等を対象にして行う指導事業に要する経費の一部を助成する。

２　魅力ある商店街づくり（地域産業振興課）

(1)　商店街チャレンジ戦略支援事業

魅力ある商店街づくりに向けて、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジする商店街に対し、区市町村を通じて補助を行う。また、区市町村の行政区域を越えた広域的な商店街の取組に対しても支援を行う。

あわせて、環境や防災・防犯、買物弱者支援など都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組に対し支援を行うとともに、大規模な自然災害に備える緊急対策として、商店街における防災力の強化を後押しする。

さらに、都内商店街で開業又は事業承継をする方を対象に、開業等の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援や開業後の経営面等に係る継続的な支援を行うとともに、若手・女性には、開業の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援に加え、チャレンジショップでの商品販売機会の提供、繁盛店の経営手法を学ぶ集団研修を行うなど、商店街の後継者となる新たな担い手の発掘を図る。

また、商店街や個人の多様な取組の中から、「東京商店街グランプリ」として、優れた

取組を表彰し、商店街の意欲ある取組を促すとともに、広く都民に紹介する。

各事業別の補助率・補助対象者・補助限度額については以下のとおりとする。

事業名		都補助率	補助対象者	補助限度額（千円）
イベント事業	150万円超	１／３	区市町村	3,000
	150万円以下	１／２		750
	組織活力向上支援事業	７／１２		5,250
	こども応援事業・婚活応援事業	５／９		833
	全国連携事業	５／９		833
	小額支援事業	５／９		833
	小額助成（任意商店街）	１／３		300
活性化事業	下記事業以外	１／３（※１）		50,000（※1.2）
	キャッシュレス対応事業	１／２		50,000（※1.2）
	こども応援事業	１／２		10,000
	多言語対応事業	１／２		5,000
	組織力強化支援事業	７／１２		20,000
	小額支援事業	５／９		833
	小額助成（任意商店街）	１／３		300
商店街担い手育成支援事業	若手・女性支援事業	７／１２		875
	女性活躍推進事業	７／１２		875
	商店街担い手確保支援事業（商店街実施）	７／１２		10,000
	商店街担い手確保支援事業（区市町村実施）	１／２		5,000
地域連携型商店街事業	イベント事業（新規）	２／５		4,000
	イベント事業（継続）	１／３		3,333
	活性化事業	２／５		100,000（※2）
地域力向上事業		１／３		200
未来商店街活力向上支援事業	ブランド化調査・実行事業	３／５		3,000
	調査事業	１／２		1,000
	計画実行事業	１／２		1年目 15,000 2・3年目 50,000
商店街戦略的リノベーション支援事業	調査・計画策定	３／４		20,000
	計画実行事業	１／２		80,000
広域支援型商店街事業		２／３	東京都商店街振興組合連合会	20,000
政策課題対応型商店街事業	（環境・買物弱者支援事業以外）	４／５	商店街等	120,000
	（環境・買物弱者支援事業）	９／１０		
商店街防災力向上緊急支援事業		１０／１０		300
商店街起業・承継支援事業	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料	２／３	東京都中小企業振興公社	①2,500 ②1年目月額150 2年目月額120 3年目月額100
若手・女性リーダー応援プログラム	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料	３／４		①4,000 ②1年目月額150 2年目月額120 3年目月額100

※１　新たに法人化した商店街にあっては、都補助率１／２、都補助限度額 7,500 万円

※２　会則、役員名簿、過去 24 か月分の決算書等を具備した任意商店街の補助限度額は 1,000 万円

(2)　商店街ステップアップ応援事業

商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチで行う体制を区市町村が整備できるよう支援する。

また、専門家派遣事業の都内での実施体制を整備し、商店街が新たな取組を行う際に必要とする知識やノウハウを提供することで、商店街の主体的な取組を後押しする。

さらに、上記の専門家による助言等を受けた商店街が行う市場調査や計画策定に対して支援を行う。

(3)　進め！若手商人育成事業

商店街の活性化を図るには、次代を担う商店主や後継者の意欲、経営能力を高めるとともに、商店街づくりの核となるリーダーの育成など、商店街の人材育成が急務である。このため、専門家の商店街への派遣、商人大学校の開催や商店街リーダー実践力向上塾の実施等により、次世代の商店街を担う若手商人を中心に据えた実践的かつ総合的な人材の育成を図る。

(4)　東京都スマート商店街推進事業

コーディネーターの派遣や必要な機器の購入等に係る経費及び導入機器の活用に必要な経費を助成するなど、商店街のデジタル化の取組を後押しする（商店街デジタル化推進事業）。

また、区市町村が商店街区において無電柱化を行った場合に生じる地上機器（トランス）にラッピングする経費を補助することで商店街の景観向上を図る（商店街無電柱化推進事業）。

３　大型店環境調整（地域産業振興課）

大規模小売店舗の出店は、多数の来客・来車、大規模物流等を伴うことから、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。地域住民や区市町村の意見を聴取し、大規模小売店舗立地法の「指針」に沿った調整を行い、地域の生活環境など地域社会と調和した立地を図る。

(1)　大型店届出調整

大規模小売店舗立地法に基づく新設、変更等の届出に対し、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）を審査･調整する。

(2)　大規模小売店舗立地審議会

審議会において、地域社会に融和した大型店の適正な立地を確保できるよう、届出案件ごとにその内容を審議し、勧告、公表等の意見形成を行う。

(3)　大型店調査研究

大規模小売店舗立地法の調査対象項目は交通、騒音、駐車場・駐輪場の設置、廃棄物処理など広く、調整においては専門的知見を聴取しつつ適切な運用を図ることが必要であることから、大型店の実態を把握するための委託調査を実施する。調査結果については、大型店問題研究会において検討を行うなど、東京都における立地法の適正な運用のためのデータ資料とする。

第６　総合的支援

中小企業に対する支援をより効果的に行うためには、個々の施策を有機的に結びつけるとともに、各支援機関が相互に連携して支援を行うことが重要である。

このため、（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や（地独）東京都立産業技術研究センター等の各支援機関が相互に連携して支援を行う総合支援事業等を行っている。

また、都の中小企業振興対策の方針や施策のあり方を見直すために、中小企業振興対策審議会を設置している。

１　総合支援事業（経営支援課・創業支援課）

産業構造の変化など激変する社会情勢の中で、大企業に比べ経営基盤の脆弱な中小企業は厳しい環境に置かれている。こうした中小企業の経営を下支えするためには、技術、経営、資金面など、各企業が抱える経営課題に応じた支援を行っていく必要がある。

そこで、都が中小企業支援法第７条第１項に基づき指定した（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関及び（地独）東京都立産業技術研究センターが中心となり、労働部門や民間とも連携し、総合的・継続的な支援を行う。

(1)　総合的支援体制の整備

総合相談窓口を設置し、中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士、司法書士等の専門家を配置して、経営・金融、法律、創業・会社設立、ＩＴ関連、税務会計、悪質クレーム等の分野についての様々な相談にワンストップで対応する。

(2)　事業可能性評価事業

ア　プロジェクトマネージャー等の配置

創業者等が抱える技術・経営等の様々な課題に対し、適切な支援策を講じるため、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、アドバイザーを配置する。

イ　事業可能性評価委員会の運営

事業成長の可能性が高く、将来的に有望な企業を発掘し、総合的、継続的な支援を行うため、中小企業等の事業の可能性について総合的な評価を行う。

(3)　情報提供事業

ア　産業セミナー

中小企業の経営者、実務担当者等を対象に経営方法、経営管理、ＩＴ活用等をテーマに、今日的課題の普及を目的としたセミナーを実施する。

イ　交流会

経営者を対象とした「経営者交流会」を側面から支援するとともに、適切な助言、相談等を行う。

ウ　情報支援室の設置

中小企業に経営や技術に関する最新の情報を提供する。

(4)　専門家派遣・人材育成事業

ア　専門家派遣事業

企業の経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、税理士等の民間の専門家が直接中小企業を訪問し、助言・指導を行う。

イ　人材育成事業

中小企業の経営者、その従業員を対象に経営方法に関する専門知識や技術・技能の習得並びにＩＳＯ内部監査員の養成等を目的とした研修を行う。

(5) サービス業、小売業、飲食業等への価格転嫁支援事業

ア　セミナー及び個別相談

「適切な価格の設定」「消費者への啓発」の方向性を踏まえたセミナーを開催し、価格転嫁に必要な知識、ノウハウを付与する。

イ　価格転嫁に関する専門家派遣

専門家を派遣し、事業者の現状把握とブランディングを行い、顧客にとって納得感のある価格転嫁を実施するための助言を行う。

(6)　政策課題対応型専門家派遣事業

環境・デジタル・防災などの政策課題に取り組む企業の個別経営課題に、豊富な実務経験と支援実績を有する専門家を派遣し支援する。

２　カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業（経営支援課）

近年、商品やサービスを提供する企業に対し顧客等が著しい迷惑行為を行うカスタマーハラスメントが社会問題となっている。また、都は令和７年４月に東京都カスタマー・ハラスメント防止条例を施行するとともに、国においては令和８年 10 月にカスタマーハラスメント防止のための措置を事業主に義務付ける改正法が施行される予定である。

そこで、中小企業者が行うカスタマーハラスメント対策に係る体制整備等を支援するため、相談対応や専門家派遣事業、セミナーの開催を実施する。

３　新事業分野開拓者認定・支援事業（創業支援課）

新規性等一定の条件を満たす新商品等を生産・提供するベンチャー企業等、都内の中小企業者を「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として東京都が認定し、認定事業者が生産・提供する新商品等を都のホームページ等でＰＲするとともに、当該新商品等の一部を都の機関が試験的に購入・評価することによって、販路開拓を支援する。

４　中小企業情報のネットワーク整備（調整課・創業支援課）

(1)　中小企業情報システム

中小企業を様々な側面から支援するためには、情報ニーズの高度化、迅速化に対応した情報収集体制が必要である。企業情報の収集等を行う共通情報システム、専門情報が収集可能な個別情報システムをはじめとした各システムにおいて、情報の充実を図るとともに、その効率的な運営を行う。

(2)　中小企業支援システムの管理運営

（公財）中小企業振興公社のシステムの管理運営に必要な経費を補助し、円滑な執行及び効率的な運営を実現し地域経済の健全な発展に寄与するための、安定的な運営を行う。

５　中小企業振興公社の管理運営（調整課）

都内中小企業の中核的な支援機関である（公財）東京都中小企業振興公社に対し、管理運営経費の一部を補助している。

（公財）東京都中小企業振興公社の概要

昭和 41 年に中小企業の中小受託取引の紹介等を行うため、東京都により設立された。その後、平成 12 年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定及び「新事業創出促進法」第 26 条に基づく中核的支援機関の認定を受け、東京都における総合的支援機関として地域経済の振興に寄与している。

(1)　本　　社　　〒101-0025　東京都千代田区神田佐久間町一丁目９番地

(2)　設　　立　　昭和 41 年７月 29 日

(3)　目　　的　　都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(4)　職員定数　778 名（うち常勤 459 名、非常勤 319 名）（令和８年４月１日現在）

(5)　主な事業

ア　中小企業の経営支援、勤労者の福祉向上並びに地域産業の振興に関する事業

イ　中小企業の事業者及び勤労者等に対する共済事業

６　中小企業振興対策審議会（調整課）

中小企業の振興を図り産業の発展に寄与するために設置される知事の附属機関であり、知事の諮問に応じて、中小企業の振興対策の基本方針などに関して審議・答申を行い、これにより都内中小企業の振興を図る。

〈近年の審議会答申〉

・平成６年 10 月 21 日　「東京の新しい中小企業像について」答申

・平成 14 年８月 28 日　「都のものづくり振興のあり方について」答申

・平成 16 年５月 24 日　「都のものづくり産業の集積施策のあり方」答申

７　地域中小企業振興センター建物維持管理（創業支援課）

地域における中小企業振興の拠点として、都内２か所に設置している産業労働局庁舎である地域中小企業振興センターの建物維持管理を（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

地域中小企業振興センターの名称及び所在地

(1)　城東地域中小企業振興センター（所在地：葛飾区青戸７－２－５）

(2)　城南地域中小企業振興センター（所在地：大田区南蒲田１－20－20）

８　産業サポートスクエア・ＴＡＭＡ建物維持管理（創業支援課）

平成 22 年２月に開設した、多摩における初の本格的産業支援拠点である、「産業サポートスクエア・ＴAMA」内の多摩テクノプラザ（テクノプラザ本館、別館）及び経営サポート館の建

物維持管理を、（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

産業サポートスクエア・ＴＡＭＡ（所在地：昭島市東町３－６－１）

(1)　テクノプラザ本館・別館（（地独）東京都立産業技術研究センター）

(2)　経営サポート館（（公財）東京都中小企業振興公社・東京都商工会連合会）

９　秋葉原庁舎建物維持管理（調整課）

（公財）東京都中小企業振興公社及び（地独）東京都立産業技術研究センター等が入居する産業労働局秋葉原庁舎の土地、建物、工作物の維持管理を（公財）東京都中小企業振興公社に委託して行う。

10　戦略的産業分野の育成（創業支援課・経営支援課）

(1)　航空宇宙産業への参入支援事業

成長産業分野として期待される航空宇宙産業への都内中小企業の参入に向けた取組を支援する。

〇航空宇宙産業参入支援セミナー・交流会

〇宇宙製品等開発経費助成

・機器開発助成

助成限度：１億円、助成率：２／３以内

・ソリューション開発助成

助成限度：2,000 万円、助成率：２／３以内

〇航空機産業参入支援（Tokyo Metropolitan Aviation Network）

(2)　医療機器産業への参入支援

ものづくり中小企業と臨床機関、医療機器製造販売企業（以下「製販企業」という。）、大学等研究機関との間での医工連携の取組を介して、ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進し、都内経済の活性化を図る。

ア　医工連携ＨＵＢ機構等による医工連携の推進

医工連携ＨＵＢ機構、中小企業振興公社及び都立産業技術研究センターが連携し、ものづくり中小企業・臨床機関・製販企業・研究機関から医療機器に関するニーズやシーズ、技術情報を収集・集約し、関係機関同士のマッチング支援を行う。また、医療機器開発に係る各種相談対応や助言を行う。これらの活動を通じて新たな医療機器の研究・開発が立ち上がり、事業化されていくことを支援する。

イ　マッチング交流会

機器・分類毎に整理されたニーズとシーズを事前に検討した、製販企業等と中小企業との効率的なマッチングを図る。

ウ　医療機器産業参入促進助成

都内ものづくり中小企業等と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成する。

助成率２／３以内、助成限度額 5,000 万円

うち、以下の部分を切り出して単独利用することができる。

・開発着手支援助成：助成率２／３以内　助成限度額 500 万円

エ　支援拠点の運営

大学病院等の臨床現場から寄せられるニーズに基づく新たな医療機器開発に向けたマッチング支援や機器開発支援の拠点として、中央区日本橋において医工連携ＨＵＢ機構及び中小企業振興公社からなる東京都医工連携イノベーションセンターを運営する。

オ　臨床アカデミアとの連携

都内医学部を中心とするネットワークを形成し、臨床アカデミアにおいて事業可能性が高いニーズを定常的に収集・整理することで、関係機関同士の確度の高いマッチングを促進する。

カ　医工連携人材育成

都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を 3 コース開設する。

キ　現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援

世界の中でもとりわけ高い成長が見込まれる新興国を訪問し、現地医療機関の現場観察やヒアリングを行うと共に現地の関係機関とのネットワーク作り等を支援することで海外向け医療機器開発及び事業化を支援する。

ク　先端医療機器アクセラレーションプロジェクト

都内に集積する臨床機関、医療機器開発に係る専門人材、研究機関、製販企業、ベンチャースピリットに富む中小企業などの医療機器開発のための高いポテンシャルを活用し集中的な支援を行うことで、東京に先端医療機器を生み出すエコシステムを構築する。

(3)　コンテンツ産業の海外展開支援事業

専門家等による相談窓口の設置や普及啓発セミナーを実施し、コンテンツ産業に従事する都内中小企業等の海外展開を促進する。

(4)　コンテンツの活用

都内のコンテンツ産業の発展に向けては、コンテンツ産業と他の産業との交流を契機として、コンテンツ活用の裾野を拡げていくことが重要である。そのため、異業種交流イベント等を実施し、業種を超えた連携を促進する。

(5)　アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業

国内アニメーション制作会社等の大半が集まる東京において、海外でのビジネス展開に向けた機運を高めるとともに、優れたオリジナルアニメ企画を持つ事業者を選定し、海外の国際アニメ見本市への出展を支援することで、アニメーションの海外展開を促進する。

(6)　東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進

ファッション、伝統工芸品など我が国の生活文化を活かした産業分野には、優れた技術・商品・アイデアなどを持つ都内中小企業等が多く存在し、海外での事業展開が期待される。

このため、優れた事業プランを有した中小企業等の海外展開や、国際的に通用する優れた人材の育成等を支援するとともに、こうした取組を通じて東京の「クールジャパン」を世界へ発信・浸透させ、東京の産業力とブランド力の強化を図る。

(7)　中小企業受注拡大プロジェクト

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓を支援し、中小企業の更なる成長を後押しするため、これまで、中小企業支援機関と連携し、「中小企業世界発信

プロジェクト」を実施して、官民連携の受発注のマッチングサイト「ビジネスチャンス・ナビ」の構築などを行ってきた。こうした取組を東京2020大会のレガシーとして定着させ、更なる発展を目指す必要がある。

そこで、「中小企業受注拡大プロジェクト」として事業を継続し、利用者のニーズを捉えながら、「ビジネスチャンス・ナビ」の充実強化を行うなど、プロジェクト内の取組における利便性向上を図り、中小企業の受注機会の拡大を強力に後押ししていく。

11　女性経営者等の活躍促進事業（創業支援課）

本格的な人口減少時代を迎える中、都内産業の持続的発展を図るためには、未だ十分でない女性の活躍をさらに推進し、その能力をより一層活用することが不可欠である。しかし、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面している。

そこで、ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、女性経営者等の新たな知識・ネットワークの獲得や起業を考える女性の創業を支援する施策を実施する。

12　地域特性に着目したファッション産業振興（経営支援課）

東京では、ファッションに関する様々なショーや展示会が異なる時期と場所で個別に開催されているため、いずれも世界や国内からの注目の度合いは高くなく、商談や来場者の増加による発展のきっかけが見通せない状況にある。

このため、都とファッション業界が連携し、街全体でファッションを盛り上げる雰囲気を醸成し、幅広い層へ東京のファッションの魅力を発信することにより、新たなビジネスチャンスの創出やアジアのファッション拠点としての東京のプレゼンス確立を目指す。

また、業界団体や民間企業などが企画・実施するそれぞれのエリアの地域特性に着目した産業振興に資するイベントや広報・ＰＲへの支援を行うことにより、今後見込まれる様々な中長期のビジネスチャンス拡大に向け、中小企業の優れた製品やサービス等を効果的にアピールする機会を創出していく。

13　ファッション産業の担い手発掘・育成事業（経営支援課）

ファッション・アパレル産業を持続的に発展させていくためには、ファッション界の未来を担う若きファッションデザイナーの潜在能力を引き出し、世界にも通用する人材として育て上げることが重要である。

このため、ファッションデザイナーを志す若き世代に挑戦・活躍する機会を与えるとともに、将来につなげるためのビジネス展開に向けた支援も提供することで、若き才能が世界に羽ばたく後押しをする。

14　先端技術を活用した社会課題解決促進事業（経営支援課）

ＡＩ/ＸＲ/メタバース等に代表されるデジタル技術に関する先端技術は、日々進歩している。ＡＩの利活用は、業務の効率化や新たな商品・ビジネスモデルの開発につながり、生産性の向上

が期待される。また、ＸＲ/メタバースは、現実世界と仮想世界を接続し、新たな価値を創出し、私たちの生活や社会を変える可能性を秘めている。

こうした先端技術を活用した製品やサービスは、都が抱える少子高齢化・インフラメンテナンス・医療/健康・スポーツ等の社会的な課題の解決にもつながることから、都内中小企業が持つ社会課題の解決に資するソリューションを表彰するとともに、事業連携先のマッチング支援等を行うことで、その普及を後押しし、都が抱える社会課題解決を加速化させていく。

15　ｅスポーツに係る産業の振興（経営支援課）

ｅスポーツは、日本のみならず全世界で流行の兆しを見せ、競技人口・市場規模ともに飛躍的な増加が見込まれる。ｅスポーツに係るゲーム・コンテンツ開発や周辺機器の製造・販売など、関連産業の裾野は広く、ｅスポーツへの関心を高めていくことは、様々なニーズを生み出し、中小企業の力を発揮する機会をつくることにつながる。

そこで、ｅスポーツの競技大会と関連産業展示会からなる「東京ｅスポーツフェスタ」を開催し、ｅスポーツの認知度の向上を図るとともに、関連産業における都内中小企業の優れた製品やサービス等を効果的に発信する機会を創出していく。

16　ＸＲ、メタバース等を活用した産業の振興（経営支援課）

デジタル空間活用の拡大に伴い、流通経路の多様化・複層化やメタバース・ＮＦＴ等の技術革新によるマネタイズ機会の拡大等、コンテンツ市場には様々な変化が生じている。また、コンテンツはデジタル空間のブランド化に不可欠な要素となることから、重要性の高まりや消費機会の拡大が進んでいる。さらに、リアル空間でのコンテンツ消費にはデジタル空間とは異なる付加価値が求められると共に、デジタルとの連動・融合等による新たなビジネス機会の拡大も見込まれる。

そこで、コンテンツを軸に、ＸＲやイベント等の多様な事業者が、業務提携によるビジネスの拡大や販路の開拓等の商談を行う展示会を開催することで、更なる市場の拡大を後押しし、都内産業の発展に結び付けていく。

17　中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業（経営支援課）

ＳＤＧｓの活用は企業イメージの向上や取引条件の優位性など「経営戦略の強化」等が期待できるが、中小企業におけるＳＤＧｓ認知度は高まっている一方で、ＳＤＧｓへの対応・アクションを行っている中小企業は少ない状況にある。

そこで、都内中小企業に対して、ＳＤＧｓ経営を推進するための施策（普及啓発、ハンズオン支援、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図っていく。

18　女性活躍推進による経営力向上事業

企業において、女性等の活躍を推進することで、多様な視点が得られ、新たな製品・サービスの創出や改良などにより、売上が向上につながる。そこで、セミナーやワークショップ、伴走支

援を通じて組織文化の変革を促し、女性活躍を通じた企業の経営力向上を支援していく。

19　伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業（経営支援課）

コロナ禍が収束し、多くの外国人の来日が見込まれる。外国人は、製作体験など伝統工芸品に触れる機会への期待が大きいが、その機会や情報を得る機会が不足している。一方、多くの伝統工芸品事業者は、イベント等で製作体験を実施した実績はあるが、製作体験をビジネスにつなげるノウハウやスキル、情報発信が不足している。そこで、製作体験を核とした誘客、事業化、顧客開拓までをパッケージ化した新たなビジネスモデル構築の支援を実施する。

20　食品利用高度化推進事業（経営支援課）

原料農産物内外格差の拡大、輸入拡大、流通コストの上昇など食品産業の競争条件は悪化しており、その体質改善を図ることが大きな課題となっている。

そこで、新製品の開発、技術の向上、販路拡大、人材育成を図り、食品産業の高度化を総合的に推進するとともに、都内食品産業と農林水産業との連携を図り、地域特産品のブランド化を推進する。

21　地域特産品開発支援事業（経営支援課）

東京 2020 大会等を契機として、東京の特産品への関心は急速に高まり、この機会を活かして東京都の特産品を国内外に向けて広くＰＲし、認知度を向上させることが急務となっている。

そこで、東京の高い技術や東京産の農林水産物等を活用し、質の高い東京ならではの食品の開発を支援するとともに、販路開拓・ＰＲ策を強化し、特産品の国内外への提供・ＰＲを図り、もって都内中小食品製造企業の活性化を目指す。

22　ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業（経営支援課）

世界的な環境問題の深刻化により、企業におけるゼロエミッションの推進は、企業経営の競争力を高める上で重要となっており、中小企業振興においても重要な政策課題となっている。

そこで、中小企業のゼロエミッションの実現に向けて、脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、実行支援、助成金までを総合的に支援（ＰＤＣＡ支援）する。

23　ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（創業支援課、経営支援課）

都内中小企業等のゼロエミッションに資する新製品開発・技術開発及び販路開拓等を総合的に支援することにより、都内中小企業等の成長を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献する。

(1)　製品開発支援事業

ア　製品開発助成

・助成限度額：（単独申請）1,500 万円、（共同申請）3,000 万円

・助成率　　：２／３

・助成期間　：１年６か月以内

イ　普及啓発イベントの開催

ウ　コーディネーターによるハンズオン支援

(2)　販路拡大助成事業

販路拡大に係る経費の一部を助成

・助成限度額：150 万円

・助成率　　：２／３

・助成期間　：１年１か月以内

24　中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこで都内中小企業が、自ら使用する電気を安定的に供給することができるよう、創電・蓄電の取組について、専門家の派遣及び助成金による支援を行う（新規採択は令和７年度まで）。

25　オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこでオフィスビルが集積する東京において、オフィスビル等の所有者がビル等の省エネ化、創エネ化に取り組み、エネルギー消費量を削減することで都内中小企業の経営基盤を安定化することができるよう、専門家の派遣及び助成金による支援を行う（新規採択は令和７年度まで）。

26　日系製造業等に対する投資促進事業（調整課）

海外でのビジネスには様々なリスクがある中で、海外に拠点等を持つ中小企業が都内への投資により安定した事業活動が行えるよう、投資の計画策定から実行までの支援を行う（新規採択は令和７年度まで）。

27　グローバルサプライチェーン強化支援事業（調整課）

海外でのビジネスには様々なリスクがある中で、都内中小企業が地政学リスクに対応してサプライチェーンを強化し、持続的に成長する取組を戦略策定から実行まで支援する。

28　デジタル技術を活用した産業マーケティング事業（調整課）

都内中小企業を取り巻く経営環境は急激に変化し、直面する課題は多岐にわたるなど、厳しい状況が続いている。都においては、様々な中小企業支援策を展開しているところだが、より的確な施策を届けるためには、都内中小企業の現状やニーズとともに、都の支援策の浸透度等を把握することで、施策の改善等を図っていく必要がある。

そこで、これらの事項を毎年度継続して調査・分析することで、中小企業支援策の検討や施策のブラッシュアップ等に活用していく。

29　新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業（経営支援課）

中小企業を取り巻く経営環境は、エネルギー、原材料価格や人件費の高騰が長期化するなど、厳しい状況にある一方、コロナ後の需要回復、消費者ニーズの変化や米国関税措置への対応など

も喫緊の課題となっている。

こうした中、中小企業・小規模企業の創意工夫を活かして、既存事業を深化・発展させる計画を作成した場合に、経費の一部を助成し、アドバイザーによる運用改善などのアドバイスを実施する（新規採択は令和７年度まで）。

30　経営力強化に向けた創意工夫チャレンジ促進事業（経営支援課）

中小企業が創意工夫を活かして、既存事業を深化・発展させる取組や新市場・新分野に進出する取組を行う際に、経費の一部を助成するとともに、アドバイザーによる運用改善などの提案を実施することで、中小企業の経営基盤強化や賃金引上げを支援する。

31　中東情勢による原材料価格高騰に伴う経営基盤安定化緊急対策事業　（経営支援課）

中東情勢の緊迫化による原油価格の上昇は、原材料や燃料、物流費の高騰を招き、価格転嫁が進みにくい中小企業においては、収益悪化につながる懸念がある。これらは国際市況や地政学リスクといった外的要因に起因するものであり、企業の自助努力のみで対応することは限界がある。

そこで、原材料費の縮減等に資する設備やシステム等の導入に向けた取組に要する経費の一部を助成する緊急的な支援を実施する。

・助成限度額：2,000 万円

・助成率：４／５

第７　試験研究機関

先端技術による革新的な技術開発によって新たな製品等を開発し、ユーザーの信頼を勝ち取ることは中小企業にとって重要な課題である。

そこで、東京都は、試験研究機関を設置して、中小企業の抱える技術的課題の解決を積極的に支援している。

試験研究機関名及び所在地

＜地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター＞　分野：産業技術（食品工業技術を含む）

- 本部　江東区青海２－４－10
- 多摩テクノプラザ　昭島市東町３－６－１
- 城東支所　葛飾区青戸７－２－５
- 墨田支所　墨田区横網１－６－１ＫＦＣビル 12 階
- 城南支所　大田区南蒲田１－20－20
- 食品技術センター　千代田区神田佐久間町１-９
  東京都産業労働局秋葉原庁舎６～８階
- ＤＸ推進センター　江東区青海２－５－10 テレコムセンタービル東棟
- バンコク支所(タイ王国)
  399 Interchange building, 20th Fl, Sukhumvit Road, Khlong Toey Nua, Wattana, Bangkok 10110 Thailand

＜皮革技術センター＞　分野：皮革技術

- 皮革技術センター　墨田区東墨田３－３－14
- 台東支所　台東区花川戸１－14－16

１　地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

東京都立産業技術研究センターの業務運営に必要な経費を交付し、試験研究施設・設備の整備や必要な人材の確保・育成など、運営体制の維持・強化を図ることにより、都内中小企業に対する技術支援や研究開発を効率的かつ効果的に実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与する。

(1)　技術課題の解決に向けた支援

中小企業が直面している、製品の企画開発から試作、評価試験、事業化に至るまでの各段階における技術課題の解決に向けた支援を行うことで、付加価値の高いものづくりを促進していく。

（主な事業）

- 技術相談
- 依頼試験

・　機器利用
・　支所における技術支援
・　受託技術支援
・　海外展開支援、海外支援拠点（バンコク支所）

(2)　産業人材の育成

研究開発によって蓄積した高度な技術と技術支援業務によって培ったノウハウを活用して、中小企業の技術系人材の育成や、次世代の産業を担う人材の育成に取り組む。

（主な事業）
・　技術セミナー、講習会、課題解決型研修
・　研修学生受入れ、研究員の委員・講師派遣

(3)　他の支援機関等との連携による支援

都内の中小企業に対する技術・経営・金融の包括的支援を提供するため、多様な機関による連携のネットワークに参画して、様々な連携事業に取り組む。

（主な事業）
・　区市町村、経営支援機関・起業支援機関、商工団体、金融機関との連携
・　公設試験研究機関、学術研究機関との連携

(4)　研究開発

中小企業が、製品開発や生産工程改善に取り組もうとする際に突き当たる技術的障壁を乗り越えることができるよう、一歩先を見据えた課題の克服につながる技術的知見を得るために、東京都立産業技術研究センター及び中小企業による研究開発を推進する。また、社会の構造変化と技術動向に関する長期的展望を持ち、中小企業が担い手となるイノベーションの喚起と促進を行うための研究開発に取り組む。

（主な事業）
・　基盤研究
・　共同研究
・　知的財産の取得及び活用
・　業種別交流会、異業種交流グループ、技術研究会
・　製品開発支援ラボ
・　航空機産業への参入支援事業
・　クラウドと連携した５Ｇ・ＩｏＴ・ロボット製品開発等支援事業
・　社会課題解決プロジェクト事業

(5)　情報発信の推進

様々な広報媒体や手法を活用することで、東京都立産業技術研究センターを知らない中小企業の利用を拡大するとともに、研究発表会などの自主開催イベントや展示会への出展、業界団体・学会における発表などの多様な機会を活用して、支援事業の内容と活用事例、研究成果や保有知的財産権等の技術情報を発信する。

２　東京都地方独立行政法人評価委員会の運営（創業支援課）

地方独立行政法人法で定める附属機関である評価委員会を運営し、地方独立行政法人法に基づき知事が行う東京都立産業技術研究センターの各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価、同センターの業務運営に関する中期目標の策定や中期計画の認可等について意見の聴取などを行う。

３　東京都立皮革技術センター

(1)　依頼試験

品質管理や性能評価などの要望に応じて、皮革原材料、革製品、靴についての各種試験を行う。また、この試験を通じて、企業の技術開発力の強化、品質向上等に結びつける技術支援も合わせて実施する。

(2)　受託事業

皮革工業技術の高度化、需要の多様化に対応するため、探求的要素を含む分析を必要とするなど依頼試験にはなじまない試験、開発について、受託事業として実施する。

（受託事業実績例）

・皮革から溶出する６価クロムの定量
・ムートンの反応染料染色
・靴底の耐滑性試験
・サンダルの耐滑性試験
・トゥシューズ及び芯材の性能評価試験

(3)　技術支援

皮革産業が抱える技術的課題に対し、随時技術相談に応じるとともに、講習会、講演会、セミナー、情報誌、ホームページなどにより情報提供を行う。実験棟内にある皮革製造用機械を試験・製品開発用として有料で開放している。

（事業実績例）

・ホームページによる情報提供
・皮革産業技術者研修
・情報誌「かわとはきもの」の発行
・皮革関連セミナー

(4)　研究

業界の要望や行政需要にマッチしたテーマを取り上げ、皮革技術の応用研究に重点をおいて多用な研究に取り組んでいる。その結果を各種講習会、実地技術支援などで活用し、皮革関連産業の技術振興を図っている。

（研究事例）

・反応染料による羊スエードの濃色高堅ろう度染色
・脱灰・ベーチングにおける環境負荷低減技術の確立
・厚底靴の安全性に関する研究

第８　金融支援

中小企業が経営の安定化や積極的な事業展開を図るためには、新たな取組に必要となる事業資金を円滑に調達することが重要である。しかし、中小企業は大企業と比べて信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい状況にあり、資金調達の選択肢も限られている。

そこで都は、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、信用保証制度に基づく中小企業制度融資を実施するとともに、資金調達手法の多様化に向けて、地域金融機関と連携した都独自の融資制度（東京プラスサポート）や、動産・債権などの事業用資産を担保に活用した融資制度（ＡＢＬ制度）などを実施している。また、創業や事業承継など個別の経営課題への対応として、融資と経営サポートを組み合わせた支援やファンド、クラウドファンディングを活用した支援などにも取り組んでいる。

さらに、貸金業者の適切な業務運営を確保し、資金需要者等の利益保護を図るため、貸金業の指導監督を行っている。

１　中小企業制度融資（金融課）

中小企業制度融資は、大企業に比べ信用力が十分でなく、金融機関からの融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、都、東京信用保証協会及び金融機関の３者が協調して行う融資である。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行っている。

令和８年度は、「政策課題対応資金（ＨＴＴ・女性活躍・ＤＸ・育業等）」の融資対象に、人材確保・定着に取り組む中小企業を追加するとともに、「くるみん認定」を取得した事業者や、女性活躍推進度診断ツールを活用した場合も対象に追加し、海外への事業展開に取り組む中小企業をサポートするため、「海外展開支援」の保証料補助対象を拡充した。

また、外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている中小企業の早期の経営改善や事業再生の取組を推進するため、「経営力強化保証対応型」及び「経営改善フェニックス金融支援パッケージ」において、コロナ関連融資の残高がある事業者を対象とした特例を創設し、保証料補助の拡充を行った。

さらに、中東情勢の影響を受ける中小企業の資金繰り支援のため、予備費を活用して「中東情勢対応クイックつなぎ」を創設するとともに、補正予算等により「経営安定融資（経営一般）」を拡充した。

２　中小企業金融の信用補完等（金融課）

中小企業の資金需要に対し東京信用保証協会の積極的な保証を促進するため、東京信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、中小企業の資金調達に係る費用負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。

＜令和７年度実績＞

・東京信用保証協会保証債務履行に伴う損失補助　47 億 7,490 万円

・信用保証料補助　119 億 253 万円

＜東京信用保証協会＞

・根拠法令　　信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）

・業　　務　　中小企業者等に対する資金融資が円滑に行われるよう、中小企業又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受ける際に、その貸付金等の債務を保証する。

・令和７年度末基本財産　　3,892 億 3,625 万円（都出えん金　129 億 1,954 万円）

・令和７年度保証承諾額　　７万 1,658 件　　１兆 856 億 8,024 万円

・令和７年度代位弁済額　　6,377 件　　724 億 8,111 万円

３　金融・経営一体型支援事業（金融課）

東京都信用金庫協会等と連携を図りながら、金融機関と経営支援機関を一体的につなぐ体制を整備するとともに、コーディネーターの派遣を通じ、資金繰りや経営改善など様々な経営課題を抱える中小企業を支援する。

４　金融機関と連携した海外展開支援（金融課）

（独）日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）、信金中央金庫、（独）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関とが連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施し、中小企業の海外展開を後押しする。

５　東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）（金融課）

高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、中小企業の資金繰りの改善を図る。

金融機関に対して都が貸付原資の一部を預託して、低利な資金を供給するとともに、個別の中小企業の債務不履行に伴う保証機関又は金融機関が被る損失に対し、補助を実施する。

６　東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度（金融課）

中小企業の資金調達の多様化を図るため、不動産に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する。

担保物件の種類ごとに優れたノウハウを持つ専門機関が動産や債権の評価・管理等を行い、金融機関の融資をサポートする。

都は、中小企業の負担軽減のため、担保物件の評価費用や保証料等の必要経費を補助するとともに、個別の債務不履行等に対して、損失補助を実施する。

７　女性・若者・シニア創業サポート事業（金融課）

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供する。

都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

（融資実行は令和６年３月まで）

８　女性・若者・シニア創業サポート 2.0（金融課）

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供する。

都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

９　外国人起業家の資金調達支援（金融課）

外国人が東京で起業しやすい環境の整備を図るため、金融機関を通じた融資と、外国人起業家に対する事業計画の日本語化サポート、融資実行後の経営サポート等を組み合わせて提供し、資金調達を支援する。（融資実行は令和６年３月まで）

10　地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業（金融課）

中小企業が保有する技術や人材の次世代への引継ぎを促進するため、地域密着型の取引ネットワークを持つ地域金融機関と連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定、後継者不在先の第三者承継の取組などを支援する。

11　中小企業経営承継円滑化法による金融支援（金融課）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 13 条及び第 14 条による金融支援の前提となる同法第 12 条に基づく認定等を行う。

12　中小企業向けファンドへの出資（金融課）

中小企業やベンチャー企業は、事業拡大に必要となる資金の調達が困難であるとともに、技術のさらなる展開や販路拡大等に必要なネットワークの構築が難しい現状がある。そこで都は、ファンドへの出資を通じて、中小企業やベンチャー企業に対して資金供給と経営支援を行っている。

(1)　東京都ベンチャー企業成長支援ファンド

平成 25 年１月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、有望な技術力を持つものづくりベンチャー企業を対象に、資金・経営の両面からの支援を行っている。

(2)　中小企業連携促進ファンド

平成 28 年 11 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、知名度の低さなどによりネットワーク構築に取り組むことが困難な中小企業を対象に、大学・大企業・地方の企業等との連携を促進し、資金・経営の両面からの支援を行っている。

(3)　ベンチャーファンド

平成 29 年 12 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、IoT や AI など先端技

術を活用したイノベーションの創出やグローバルな活躍を目指すベンチャー企業を後押ししていくとともに、ベンチャーに対する民間投資の活性化につなげていくための支援を行っている。

(4)　事業承継支援ファンド

平成 31 年１月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進するための支援を行っている。

(5)　事業承継M&Aファンド・オブ・ファンズ

令和２年 12 月、事業承継を手掛ける複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、より多様な中小企業の事業承継と更なる成長支援を積極的に後押ししている。

(6)　ＤＸスタートアップ成長支援ファンド

令和３年 12 月、民間事業者とともにＤＸスタートアップの支援に実績のある本ファンドへの出資を行い、将来のネクストユニコーンとなり得るスタートアップを創業から支援し、ＤＸ活用が進んでいない分野でのイノベーションの流れを後押ししている。

(7)　脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ

令和４年 12 月、脱炭素化への貢献が期待できるベンチャー企業を支援する複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、脱炭素社会の実現に向けた動きを後押ししている。

(8)　脱炭素化に向けたスコープ３対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ

令和６年３月、企業のサプライチェーン全体でスコープ３への対応に取り組む中小企業を支援するファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、より多様な中小企業の脱炭素化の取組と更なる成長を積極的に後押ししている。

(9)　開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援ファンド

令和６年３月、本ファンドへ出資を行い、独自の技術・アイデアにより開発途上国などの海外で社会課題解決に貢献することが期待されるスタートアップを支援している。

(10)　女性活躍推進スタートアップ支援ファンド

令和７年３月、本ファンドを設立し、女性起業家や女性活躍推進に資するサービス・商品を有するスタートアップを後押ししている。

(11)　ＴＯＫＹＯ白馬の騎士ファンド

令和７年３月、本ファンドを設立し、経営者が安心して会社を引き継げる後継者の確保を通じて中小企業の円滑な事業承継を後押ししている。

(12)　多摩・島しょ地域における中小企業支援ファンド

令和８年１月、本ファンドへ出資を行い、多摩・島しょ地域において事業展開を行う魅力的なベンチャー企業や地域を支える中小企業を支援し、地域経済の循環と持続的な発展を後押ししている。

(13)　中小企業の人手不足問題解決支援ファンド

令和８年３月、本ファンドへ出資を行い、人手不足問題の解決に資する技術・サービス等

を持つ様々なベンチャー企業を支援し、これらのサービス・製品等が広く普及していくことで、中小企業の人手不足問題の解決を後押ししている。

13　ファンドを活用した小規模企業の事業承継支援（金融課）

ファンドへの出資を通じ、比較的小規模な企業の円滑な事業承継支援や小規模企業と中堅企業の間をつなぐM&A等を推進することで、後継者不在に係る課題の解決を図り、都内産業の持続的な発展を後押しする。

14　クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業（金融課）

ベンチャー企業や中小企業者等による、新しいビジネスへの挑戦を促進するため、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達を支援する。また、本事業を通じクラウドファンディングの普及を図る。

15　債権譲渡による資金調達支援（金融課）

法令等による業規制がないファクタリングについて、自主規制等の取組みを進める業界団体等と連携し、中小企業者が安心して資金調達できる環境の整備を後押しする。

16　私募債（政策課題対応）（金融課）

社会課題（事業承継、脱炭素化、女性の社会進出）解決に向けて取組を行う中小企業が、その取組状況に係る外部の機関からの支援又は評価を受けて私募債を発行する際の費用の一部を補助する。

17　地域金融機関による脱炭素化支援事業（金融課）

中小企業の脱炭素化を促進するため、地域金融機関が行う、脱炭素化に係る啓発から、排出量の現状診断や計画策定等の支援を後押しする。

18　災害復旧資金融資等利子補給（金融課）

平成25年台風第26号、令和元年台風第15号及び第19号・第21号、令和7年台風第22号・第23号の被害に係る災害復旧資金融資について、被災者の負担を軽減するため利子補給を行う。

19　高度化資金貸付（金融課）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、中小企業構造の高度化に寄与する事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等中小企業者が組織する団体に貸し付ける。

20　包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等（金融課）

都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興

に関する包括連携協定」に基づく金融機関との連携の推進等を図っている。

また、都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの株主であることから、同社の経営状況の把握等を行っている。

21　都内中小企業に対する施策活用促進事業（金融課）

地域に密着した地域金融機関の力を最大限に活用し、都内中小企業に対して都の産業振興施策の更なる浸透を図るため、オンラインコミュニティ等による産業振興施策のＰＲや産業振興施策コーナーの設置等を行っている。

22　貸金業の指導監督（貸金業対策課）

貸金業法等の関係法令に基づき、新規・更新等の登録や立入検査等による貸金業者の指導監督を実施するとともに、苦情・相談等に適切に対応することにより、貸金業者の業務の適正化と資金需要者等の利益の保護を図る。

(1)　根拠法令

「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）、同法施行令（昭和 58 年政令第 181 号）、同法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）、「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）

(2)　事業内容

ア　貸金業者の登録事務（新規・更新の登録、休業・廃業等の届出受理、証明・照会・閲覧等に係る事務）

イ　貸金業に係る苦情・相談への対応

ウ　登録業者の指導・立入検査及び行政処分、事業報告書・業務報告書の徴求及び集計

エ　貸金業に係る会議、関係機関との連絡調整

オ　貸金業の総合的監督対策（登録業者の資質向上のための取組等）

カ　資金需要者等に対する啓発宣伝事業等